



第三次  
西脇市地域福祉計画

令和2年3月  
西脇市

## はじめに

近年、少子高齢化の急速な進行、単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、日々の暮らしにおける生活課題は、様々な分野が絡み合い複雑化・多様化しています。

複合的な課題の解決に向けては、地域住民が主体的に地域福祉活動に参画するとともに、行政と地域活動団体、福祉活動団体、ボランティア団体、西脇市社会福祉協議会など関係団体や関係機関が協働・連携を図りながら、包括的に取り組んでいく体制を構築することが必要です。

本市においては、平成20（2008）年3月に「西脇市地域福祉計画」を、平成26（2014）年3月には、「第二次西脇市地域福祉計画」を策定し、このたび第二次計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、「第三次西脇市地域福祉計画」を策定しました。

本市の第2次西脇市総合計画において、福祉の基本政策として「つながりによる安心とうるおいが実感できるまち」を掲げて施策を推進しています。本計画は、第2次西脇市総合計画の分野別計画として位置付け、地域福祉を一体的に推進する観点から高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉（子育て支援）等の分野別計画を横断的につなげる福祉の基本計画とします。

本計画の基本理念を『ほっこり いいね・西脇市 ～みんなが安心・心つながるまちづくり～』とし、本市に暮らす全ての方が、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持って、つながり、助け合い・支え合いの輪を広げることで、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指して、地域福祉の推進に全力で取り組んでまいりますので、今後ともより一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たりまして、多大なる御尽力をいただきました西脇市地域福祉計画推進会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました関係各位に、心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

西脇市長 片山 象三



# 目 次

<b>第 1 章 計画の策定に当たって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景・趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	4
3 計画の期間 .....	7
4 計画の検証と課題の抽出 .....	8
<b>第 2 章 西脇市の地域福祉を取り巻く状況</b> .....	<b>9</b>
1 統計データでみる現状 .....	9
2 市民アンケート調査でみる現状 .....	16
3 団体アンケート調査でみる現状 .....	32
4 第二次計画の取組状況と評価 .....	35
5 見直しに向けた重点課題 .....	38
<b>第 3 章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>40</b>
1 計画の基本理念 .....	40
2 計画の基本方向 .....	41
3 重点施策 .....	42
4 計画の体系 .....	43
<b>第 4 章 施策の展開</b> .....	<b>44</b>
基本方向 1 地域力を高めるまちづくり .....	44
基本方向 2 相談でき解決できる仕組みづくり .....	57
基本方向 3 安心につながる環境づくり .....	75

**第5章 計画の推進**..... **83**

- 1 計画の推進体制..... 83
- 2 計画の進行管理..... 84

**資料編**..... **85**

- 1 計画の策定経過..... 85
- 2 西脇市地域福祉計画推進会議条例..... 86
- 3 西脇市地域福祉計画推進会議委員名簿..... 87
- 4 諮問..... 88
- 5 答申..... 89
- 6 用語解説..... 90



# 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景・趣旨

### (1) 社会的な動向

近年、少子高齢化の急速な進行、単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、日々の暮らしにおける生活課題は、様々な分野が絡み合い複雑化・多様化しています。

家族のつながりや地域コミュニティが希薄化する中、社会的に孤立し、日常生活に不安を抱えている人が増えています。また、障害のある子の親が要介護者となる世帯や、引きこもりなどの長期化による8050問題、介護と育児を同時に行うダブルケア問題を抱える世帯など、複合的な課題を抱えるケースも増えています。

このような課題に対しては、地域コミュニティが持つ役割や機能を見直すとともに、地域の中の居場所づくりを行うなど、地域や人とのつながりを感じられる社会を実現していくことが求められており、分野を超えて関係者が連携し、対応していくことが必要です。

また、高齢化が進み、支援が必要な人が増える一方で、高齢者や女性の社会参加や就労が進んでおり、地域福祉活動に取り組む地域住民の減少が懸念されています。地域における支え合いや助け合いの取組が将来にわたって持続的に行われるよう、地域福祉に関する啓発や情報発信などを進め、一人ひとりの関心を高め、地域福祉を担う人材や団体などの多様な担い手を支援・育成していくことが必要です。

さらには、近年多発している自然災害を受けて、地域のつながりやコミュニティの必要性が改めて強く認識されるようになり、地域性を生かした相互の支え合い体制の確立を図ることが求められています。

## (2) 国や県の動向

国においては、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

また、社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画が福祉分野の各計画の上位計画として位置付けられました。平成29（2017）年12月には、国からガイドラインが示され、地域福祉計画の策定に当たっては、「高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に関する事項」について、新たに盛り込むことが求められています。

兵庫県においては、国の方針を踏まえ、平成31（2019）年3月に「第4期兵庫県地域福祉支援計画」を策定し、計画の基本目標を「多様なつながりが創るユニバーサルひょうご」とし、県内市町村における地域福祉計画の策定を含めた地域福祉の推進を図っています。

## (3) 計画の策定の趣旨

本市においては、平成20（2008）年3月に「西脇市地域福祉計画」を、平成26（2014）年3月には、「第二次西脇市地域福祉計画」（以下「第二次計画」という。）を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

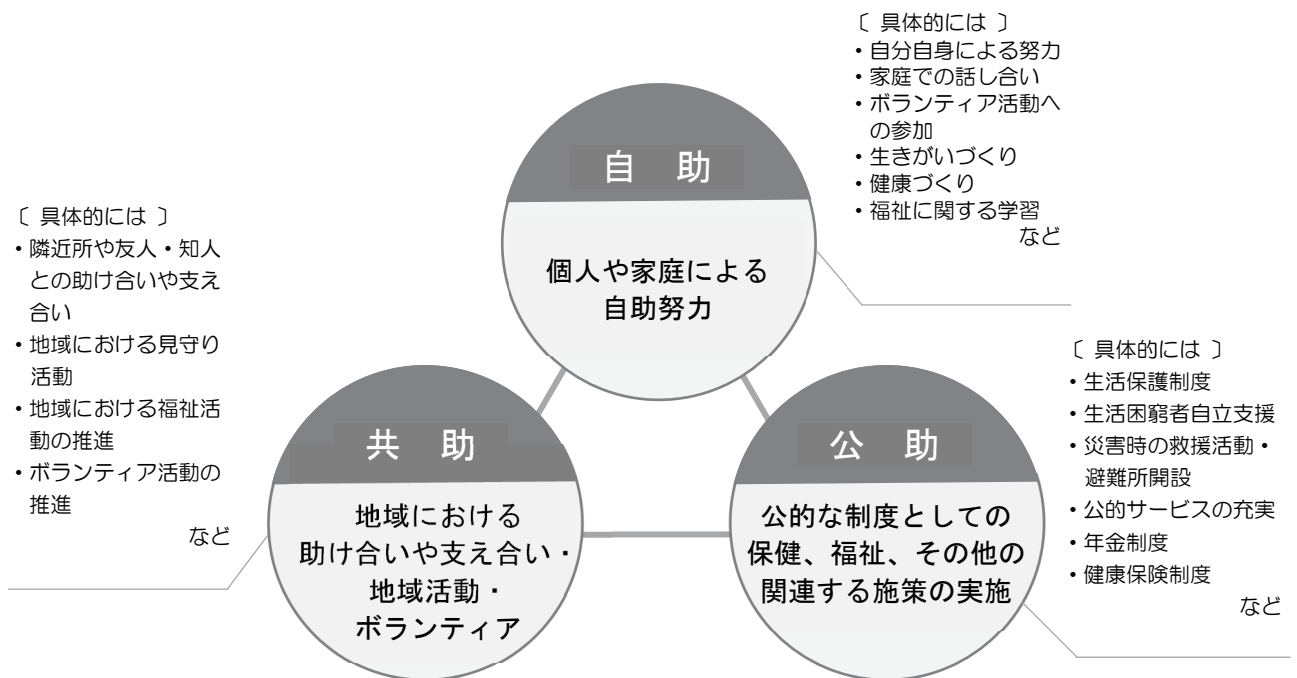
この度、第二次計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく生活課題に対し適切に対応するとともに、本市の地域福祉に関する理解や取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、「第三次西脇市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

[ 地域福祉とは ]

我が国の福祉においては、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の対象者別に、それぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきました。これからの地域社会においては、子どもから高齢者までの誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせ、「福祉（幸せや豊かさ）」を実感できる仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められます。

そのためには、様々な生活課題について、個人や家族が自ら解決すること（自助）、地域やボランティア等による支え合い活動（共助）、行政等による支援（公助）の連携がますます重要となります。

地域社会における生活課題について、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政等が協力し、ともに連携・協働しながら、解決につなげる仕組みづくりが地域福祉です。





## 2 計画の位置付け

### (1) 地域福祉計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」で、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

### (2) 地域福祉計画に盛り込む事項

本計画においては、次の5つの事項についてその具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を盛り込むものとします。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

(社会福祉法第 106 条の3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合)

#### 【参考】 社会福祉法（抄）

##### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

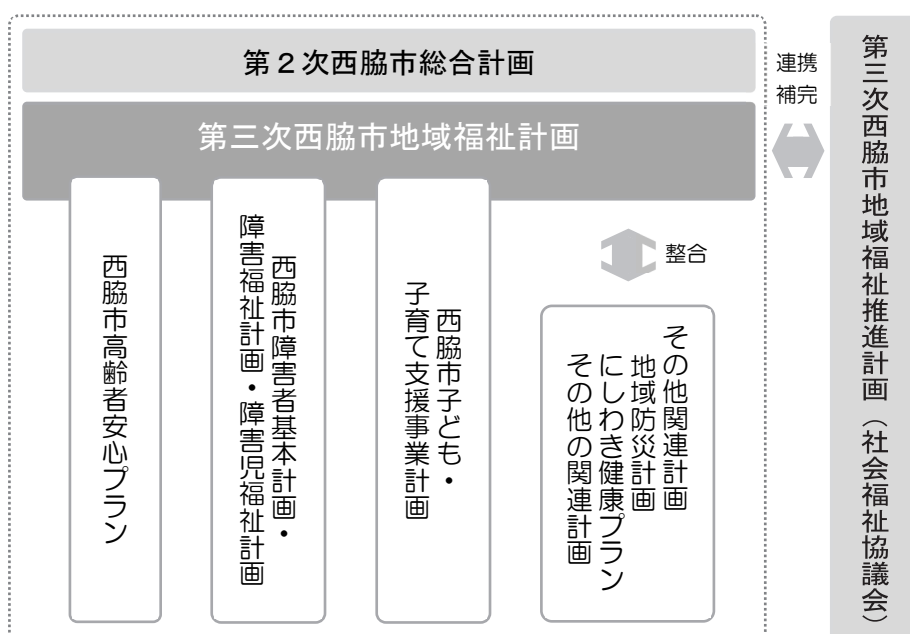
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### (3) 関連計画との関係

本計画は、第2次西脇市総合計画の分野別計画として位置付けるもので、本市の都市像「人輝き 未来広がる 田園協奏都市」と将来像「つながり はぐくみ 未来織りなす 彩り豊かなまち にしわき」の実現に資する福祉政策の基本指針となるものです。

また、地域福祉を一体的に推進する観点から、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉（子育て支援）等の分野別計画を横断的につなげる福祉の基本計画とします。さらに、健康づくり、防犯や防災、まちづくりや男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との整合も図ります。

#### [ 位置付け図 ]



### (4) 地域福祉推進計画との関係

西脇市社会福祉協議会では、新たに第三次西脇市地域福祉推進計画（令和2年度～7年度）を策定し、地域住民、福祉活動団体、ボランティア団体等と連携しながら、総合的かつ計画的に市民主体の地域福祉の推進に取り組んでいきます。

本計画と第三次西脇市地域福祉推進計画とは、地域福祉を進める上での車の両輪として、理念と課題を共有しながら、その取組において相互に補完・連携を図ります。

## (5) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

本計画の「第4章 施策の展開 基本方向2 相談でき解決できる仕組みづくり 施策4 権利擁護の推進」を成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付けます。

### 【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの6年間とします。

今後の社会情勢等の変化や分野別計画・関連計画との整合を考慮して、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
総合計画	第2次西脇市総合計画基本構想								
	前期基本計画						後期基本計画		
地域福祉計画	策定作業	第三次西脇市地域福祉計画							
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第7期西脇市 高齢者安心 プラン		第8期西脇市 高齢者安心プラン			第9期西脇市 高齢者安心プラン			
障害者計画	西脇市障害者基本計画								
障害福祉計画 障害児福祉計画	第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉 計画		第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			
子ども・子育て 支援事業計画		第2期西脇市 子ども・子育て支援事業計画							

## 4 計画の検証と課題の抽出

### (1) 第二次計画の検証・評価

本市関係課及び社会福祉協議会の事業評価票及び報告書、また関係課へのヒアリングにより、第二次計画の施策や事業についての取組状況の確認や課題整理等の検証・評価を行いました。

### (2) 地域福祉に関するアンケート調査

地域福祉に関する取組や考えなどを把握するため、地域福祉について市民アンケート調査を実施するとともに、民生委員・児童委員、ボランティア団体、地域活動団体※に対し、支援活動等を行う上での問題点等についての調査を実施しました。

	配布数	有効回答数	有効回答率
市民アンケート調査	2,000 通	962 通	48.1%
民生委員・児童委員	9 通	9 通	100.0%
ボランティア団体	35 通	16 通	45.7%
地域活動団体	11 通	11 通	100.0%

※各地区まちづくり協議会及び地域自治協議会





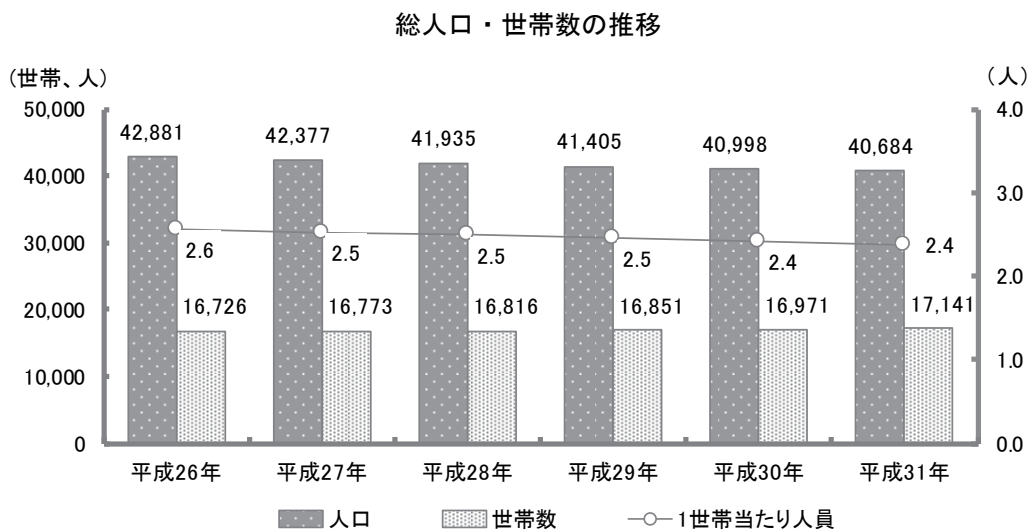
## 西脇市の地域福祉を取り巻く状況

### 1 統計データでみる現状

#### (1) 総人口・世帯数の推移

総人口は年々減少しており、平成26（2014）年の42,881人から約2,197人減少し、平成31（2019）年では40,684人となっています。

世帯数の推移をみると、総人口が減少する一方で、世帯数は年々増加しており、平成31（2019）年には17,141世帯となっています。1世帯当たり人員をみると、やや減少傾向にあります。



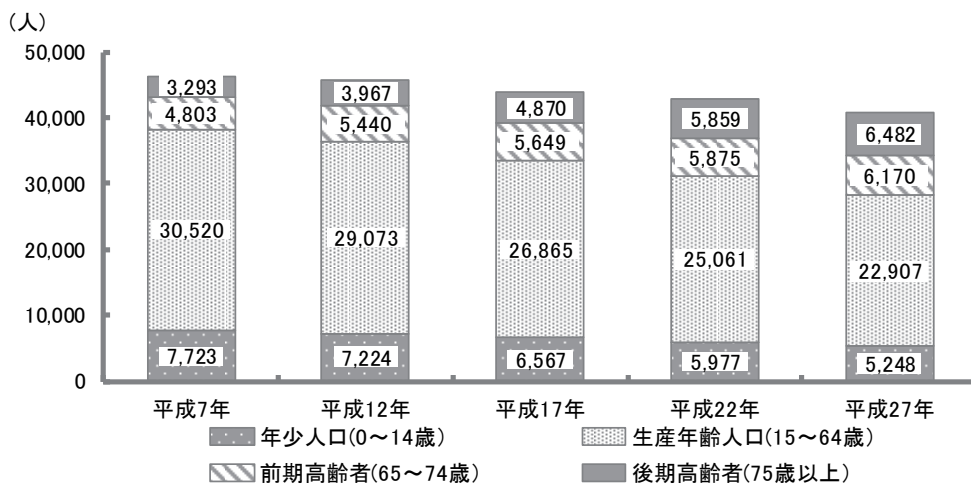
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 年齢4区分別人口の推移

年齢4区分別人口は65歳以上の老年人口が増加し続けており、平成7（1995）年は全体の2割弱となっていますが、平成27（2015）年には3割を超え、12,652人となっています。また、前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）の人口についても、ともに増加しており、特に後期高齢者の増加の伸びが著しくなっています。

一方、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少し続け、平成27（2015）年にはそれぞれ5,248人、22,907人となっています。

年齢4区分別人口の推移

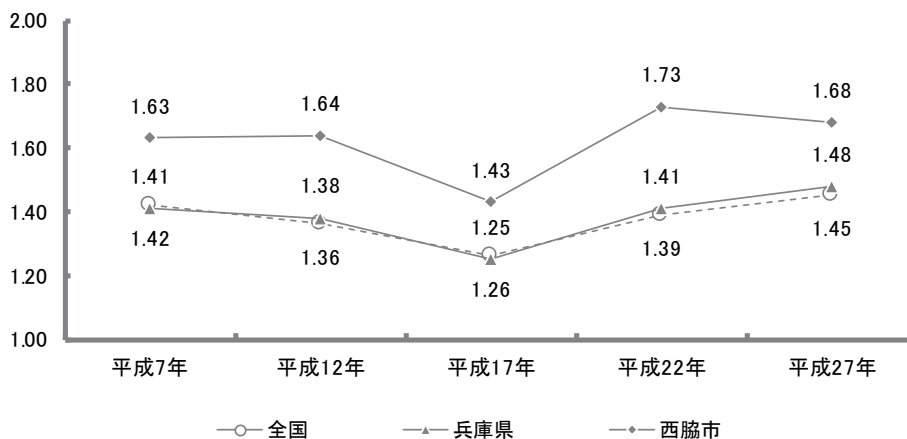


資料：国勢調査

## (3) 出生の状況

合計特殊出生率の推移をみると、全国や県と比較しても高くなっています。平成17（2005）年に減少しましたが、その後高水準を保っています。

合計特殊出生率の推移

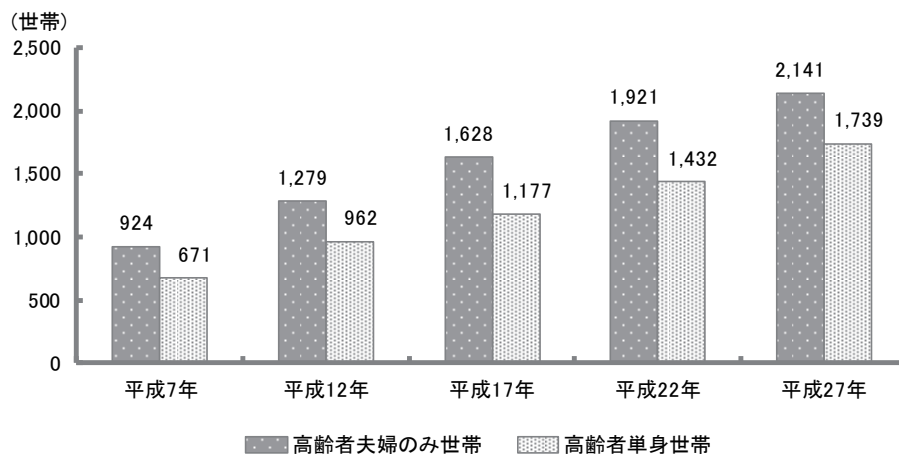


資料：平成29年保健統計年報

#### (4) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯は年々増加傾向にあり、平成 27 (2015) 年には高齢者夫婦のみ世帯は 2,141 世帯、高齢者単身世帯は 1,739 世帯となっています。

高齢者夫婦のみ世帯と高齢者単身世帯の推移

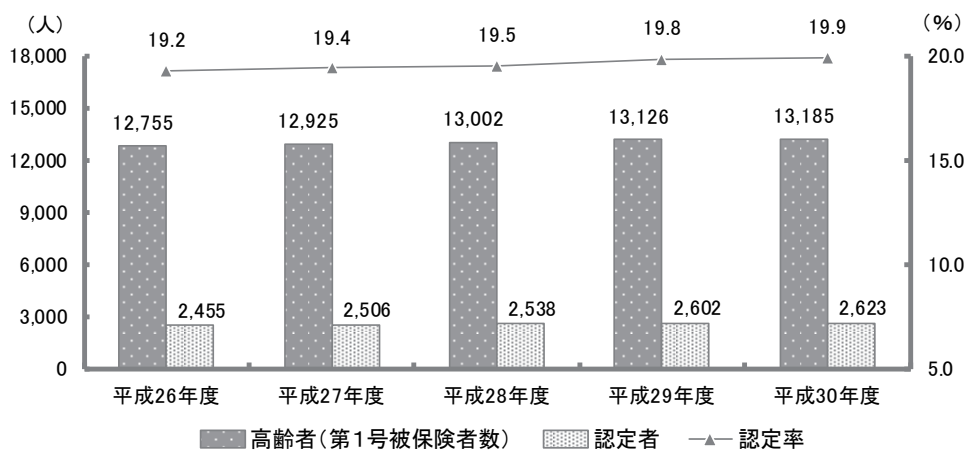


資料：国勢調査

#### (5) 高齢者における要支援・要介護認定者の推移

65 歳以上の要支援・要介護認定者は年々増加しており、平成 30 (2018) 年度には 2,623 人となっています。要支援・要介護認定率も増加しており、平成 30 (2018) 年度には 19.9% となっています。

要支援・要介護認定者の推移

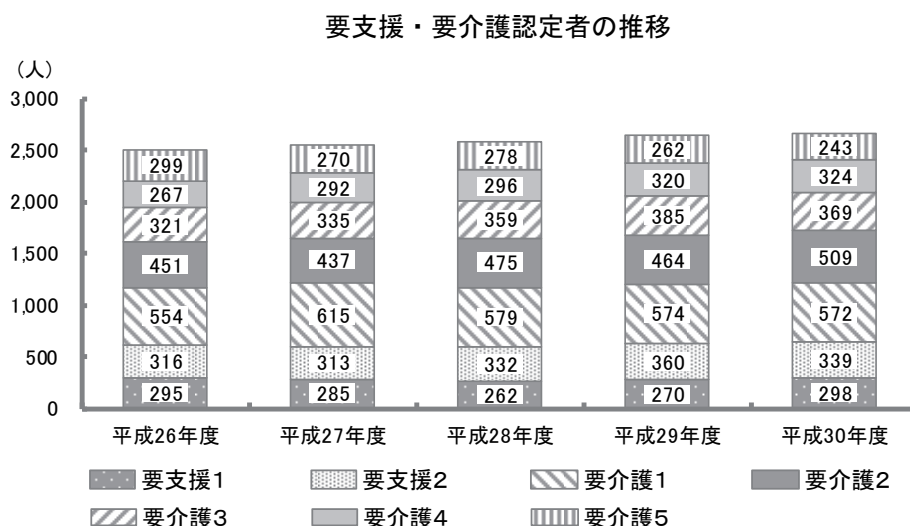


資料：福祉部長寿福祉課 (各年度末 3 月 31 日現在)



## (6) 要支援・要介護認定者の介護度別の推移

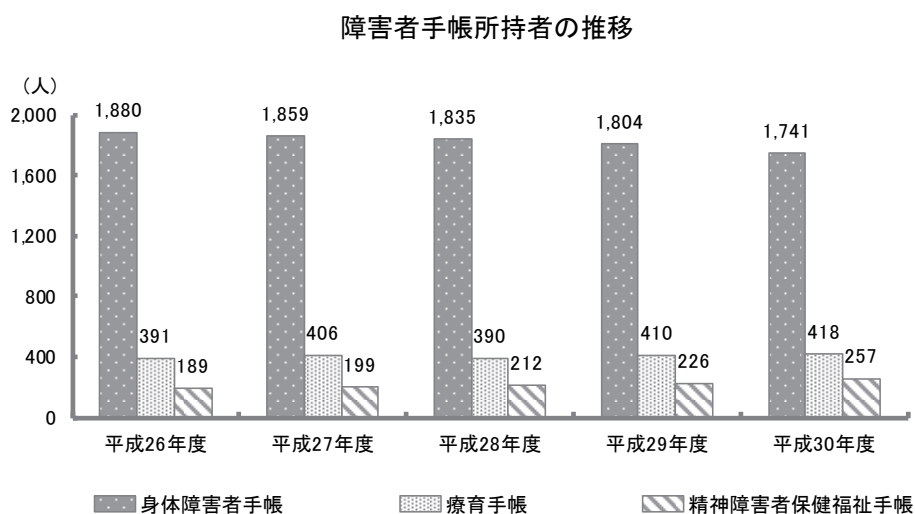
要支援・要介護認定者の介護度は、平成26(2014)年度に比べると要介護3、要介護4が大きく増加する一方で、要介護5は減少しています。また、要介護1と要介護2が全体のおよそ4割を占めています。



資料：福祉部長寿福祉課（各年度末3月31日現在）

## (7) 障害者手帳所持者の推移

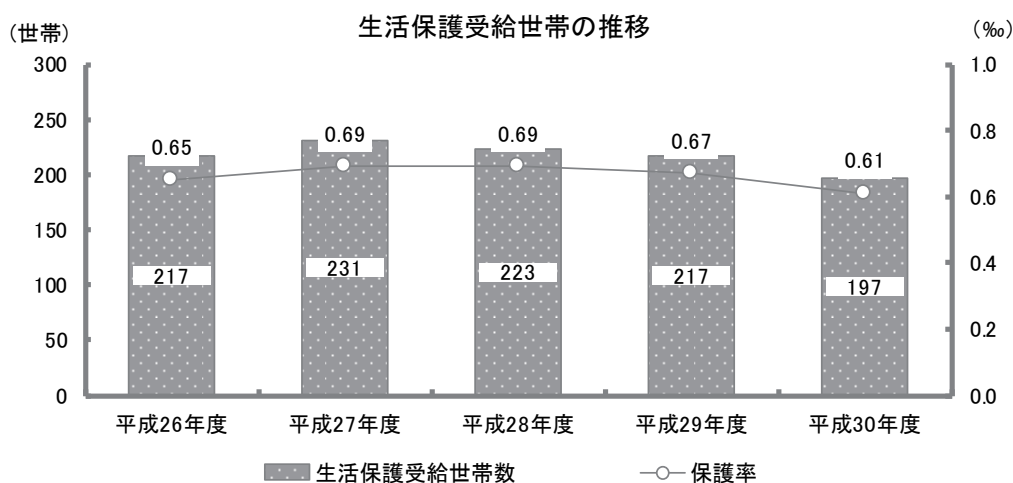
身体障害者手帳所持者は、平成30(2018)年度では1,741人に減少しているものの、療育手帳所持者数は横ばいで推移しています。一方、精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加しています。



資料：福祉部社会福祉課（各年度末3月31日現在）

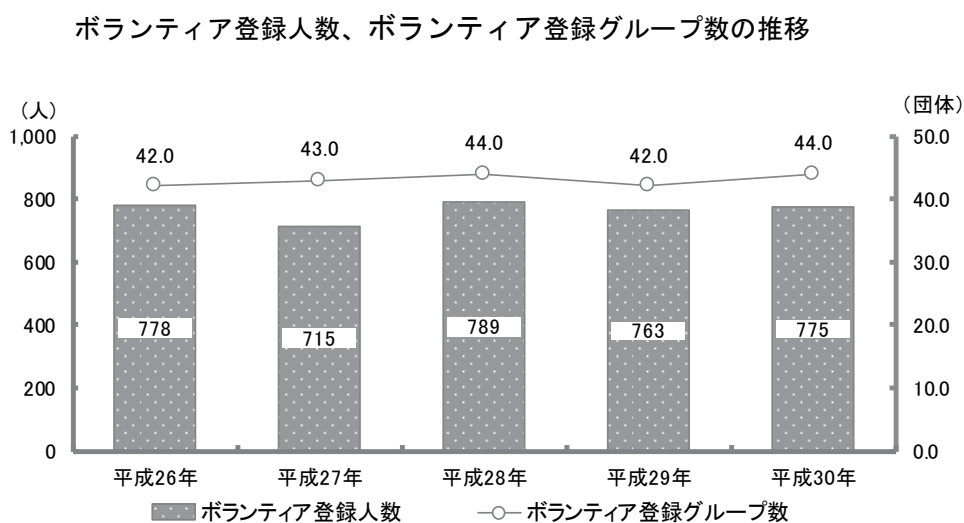
## (8) 生活保護受給世帯の推移

生活保護受給世帯は、平成27(2015)年度以降減少しています。生活保護率についても平成27(2015)年度以降減少し、平成30(2018)年度で0.61%となっています。



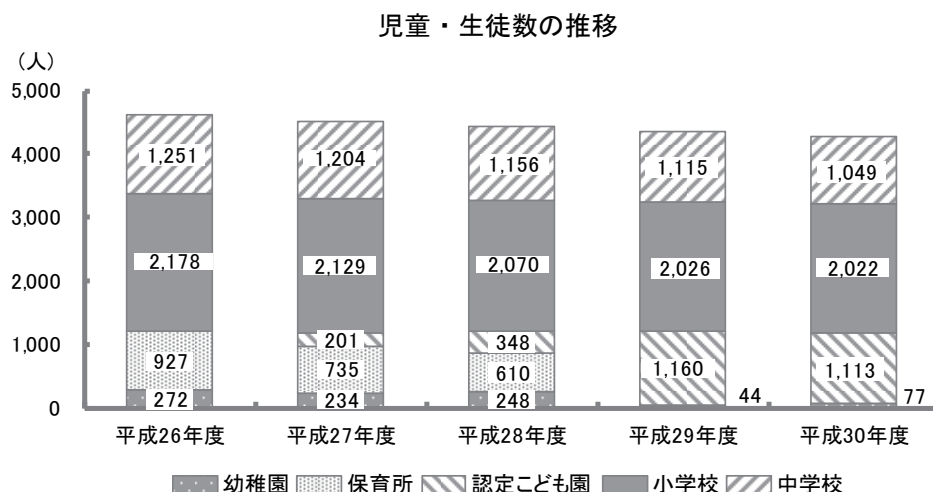
## (9) ボランティア登録人数の推移

ボランティア登録人数、ボランティア登録グループ数ともに横ばいとなっています。



## (10) 児童等の状況

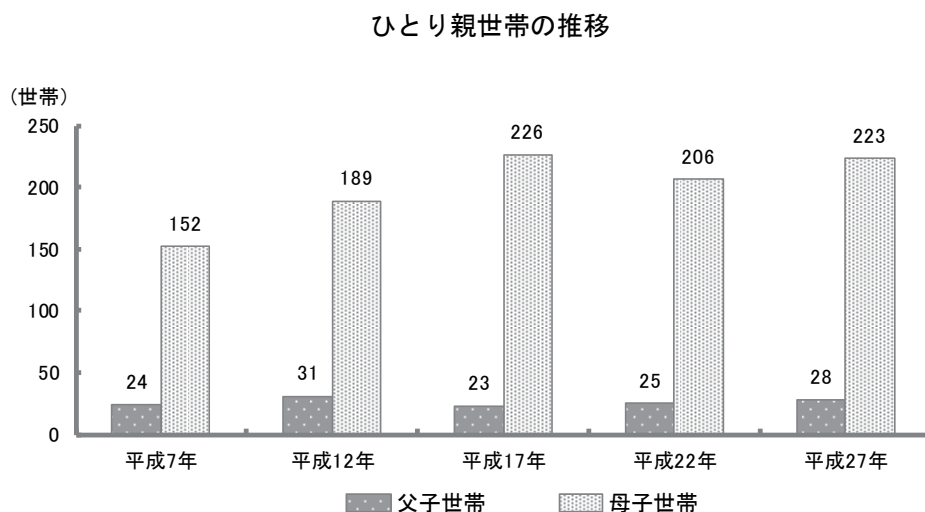
児童・生徒数の推移の状況を見ると、幼稚園・保育所では平成 28（2016）年度まではほぼ横ばいでしたが、平成 29（2017）年度の認定こども園への移行や、幼稚園の統合により、幼稚園・保育所の児童数は大きく減少しています。小学校・中学校では、減少傾向で推移しています。



資料：平成 26～30 年版西脇市統計書（各年 5 月 1 日現在）

## (11) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の推移を見ると、母子世帯は平成 17（2005）年まで増加を続け、平成 22（2010）年に減少したものの、200 世帯以上となっています。父子世帯は、20 世帯から 30 世帯前後で推移しています。

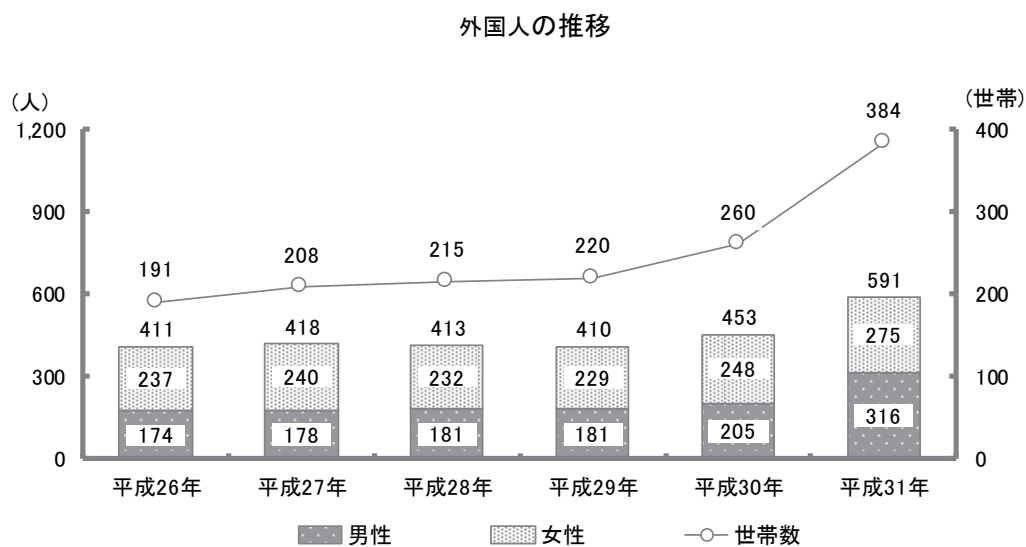


資料：国勢調査

## (12) 外国人の状況

外国人の状況をみると、外国人人口は平成 29（2017）年までは横ばいとなっていますが、以降は増加傾向にあり、平成 31（2019）年の外国人男性は 316 人、女性は 275 人となっています。

世帯数も同様の傾向となっており、平成 31（2019）年では 384 世帯となっています。



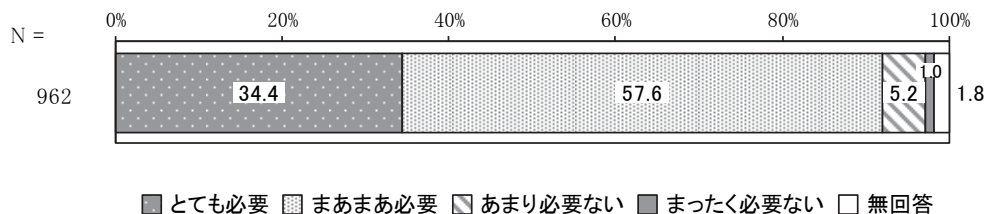
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）



## 2 市民アンケート調査でみる現状

### ①近所付き合いの必要性

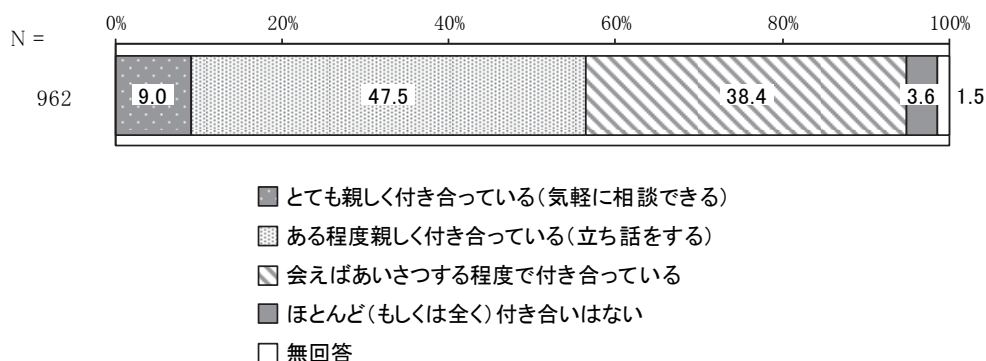
「とても必要」と「まあまあ必要」を合わせた“必要”の割合が92.0%、「あまり必要ない」と「まったく必要ない」を合わせた“必要ない”の割合が6.2%となっています。



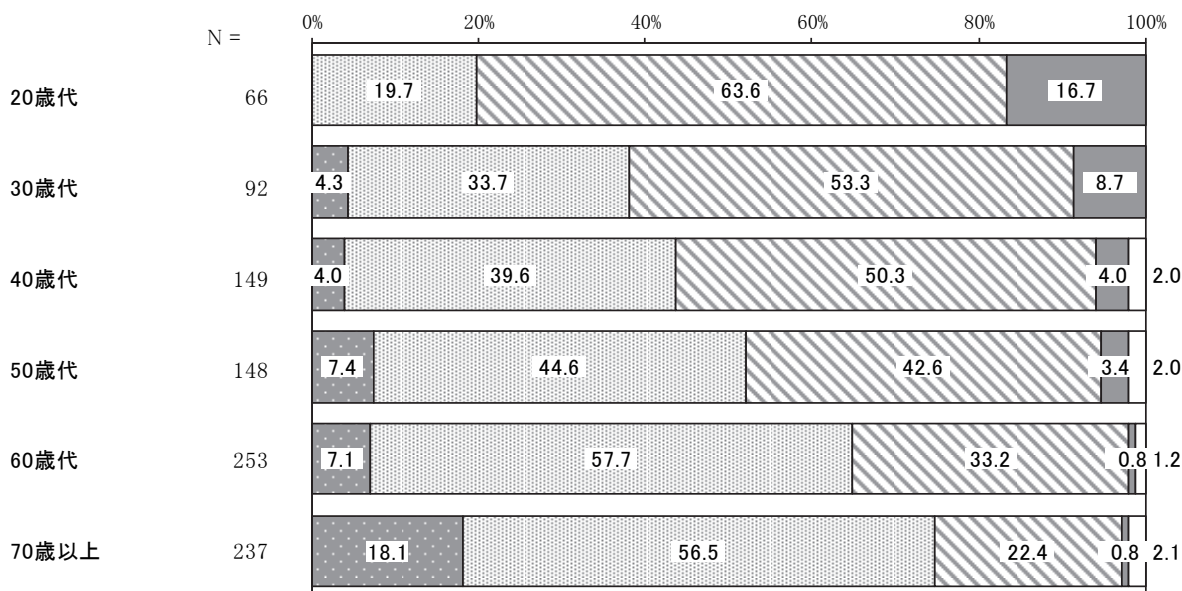
### ②近所付き合いの状況

「ある程度親しく付き合っている（立ち話をする）」の割合が47.5%と最も高く、次いで「会えばあいさつする程度で付き合っている」の割合が38.4%、「とても親しく付き合っている（気軽に相談できる）」の割合が9.0%となっています。

年代別でみると、他に比べ、70歳以上の高齢者で「とても親しく付き合っている（気軽に相談できる）」の割合が高く、若い20歳代では「ほとんど（もしくは全く）付き合いはない」の割合が高くなっています。



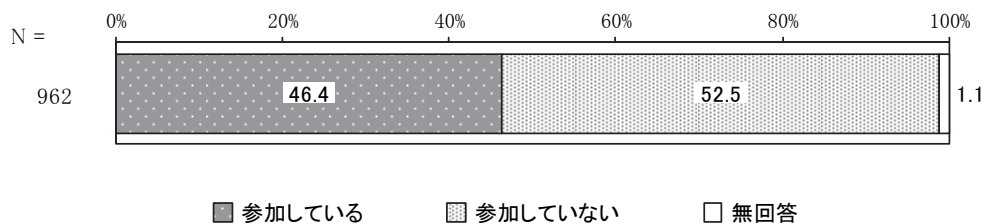
### 【年代別】



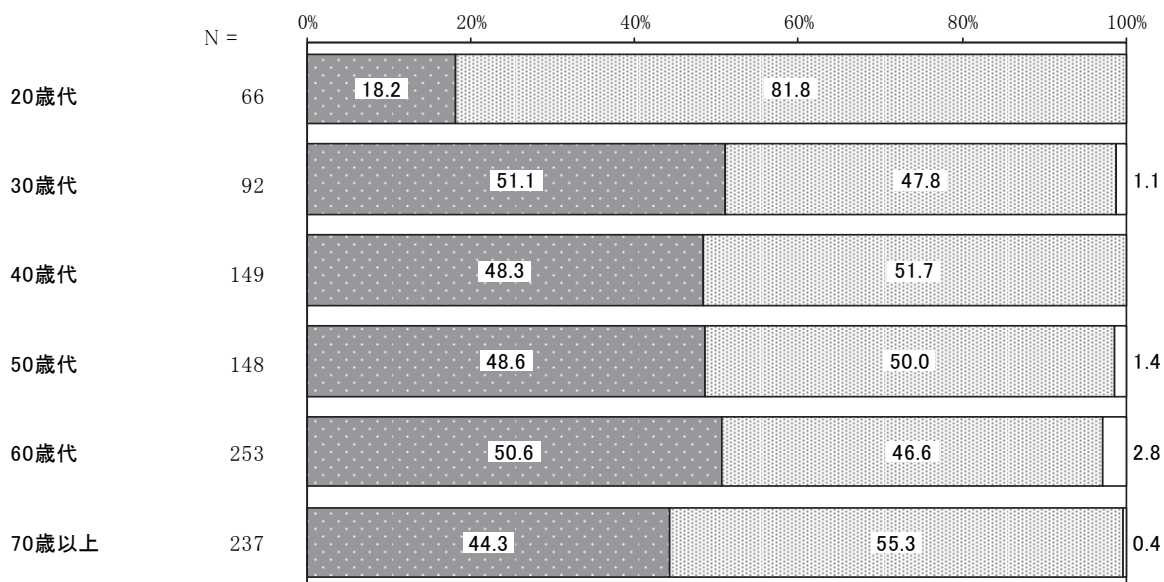
### ③地域活動への参加状況

「参加している」の割合が46.4%、「参加していない」の割合が52.5%となっています。

年代別で見ると、20歳代で「参加していない」の割合が高い一方で、30歳代以上の年代は50%近くが「参加している」となっています。



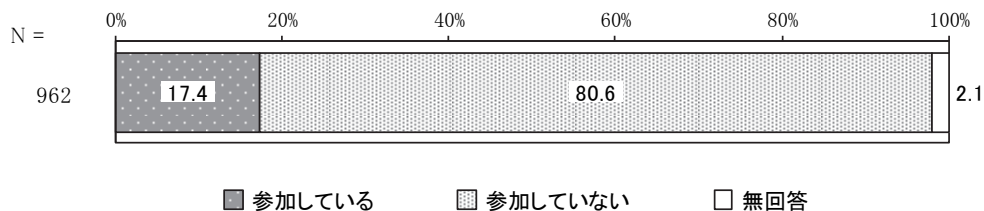
#### 【年代別】



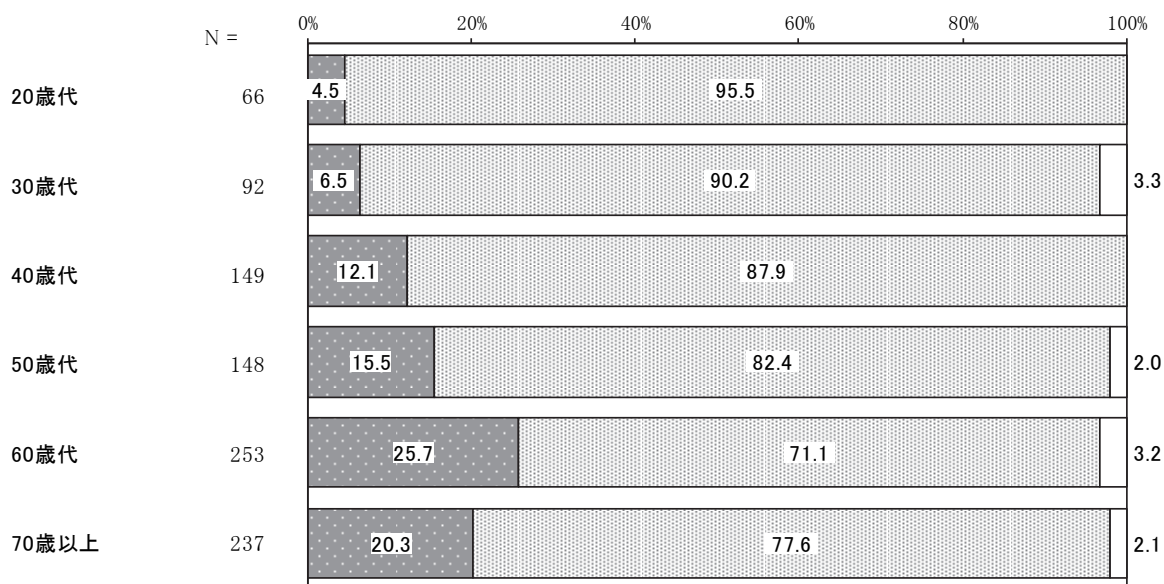
#### ④ボランティア活動への参加状況

「参加している」の割合が 17.4%、「参加していない」の割合が 80.6%となっています。

年代別で見ると、20～30 歳代で「参加していない」の割合が高くなっています。

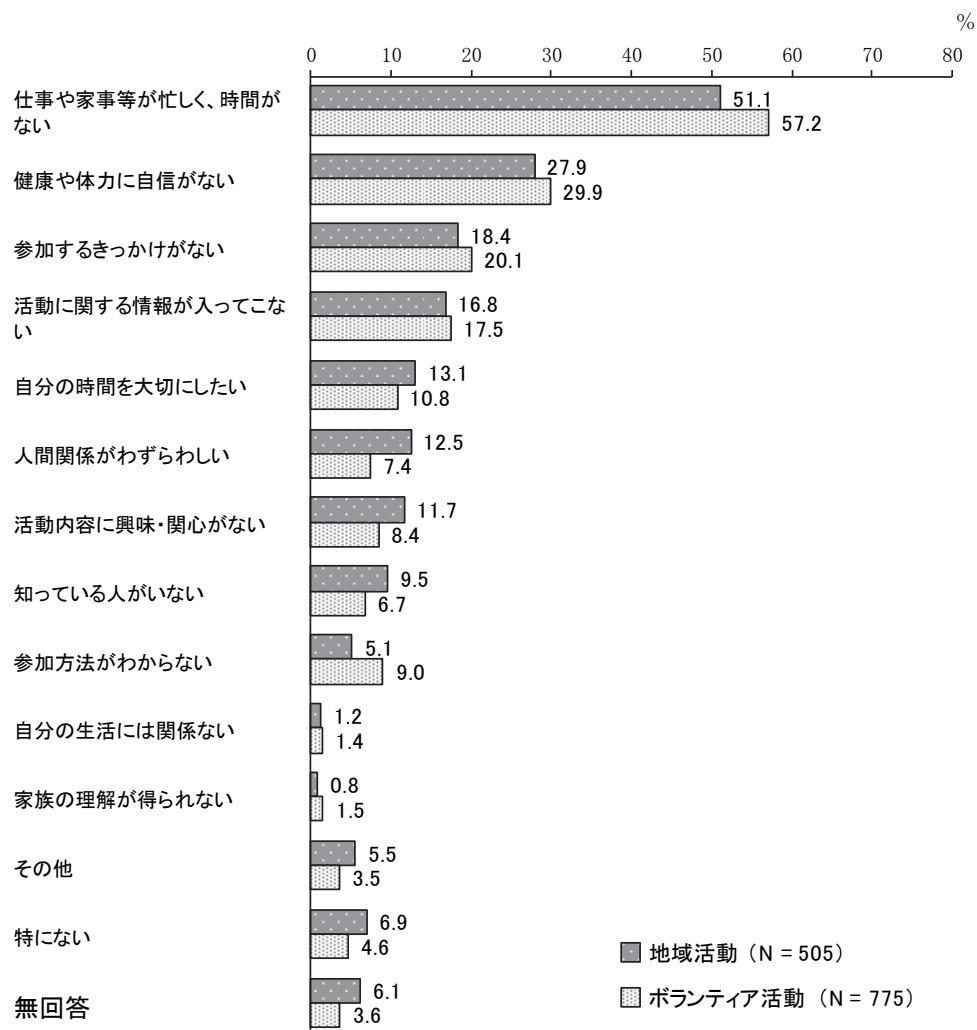


#### 【年代別】



### ⑤地域活動・ボランティア活動に参加していない理由

地域活動・ボランティア活動に参加していない理由は、ともに「仕事や家事等が忙しく、時間がない」の割合が最も高く、次いで「健康や体力に自信がない」「参加するきっかけがない」「活動に関する情報が入ってこない」の割合となっています。

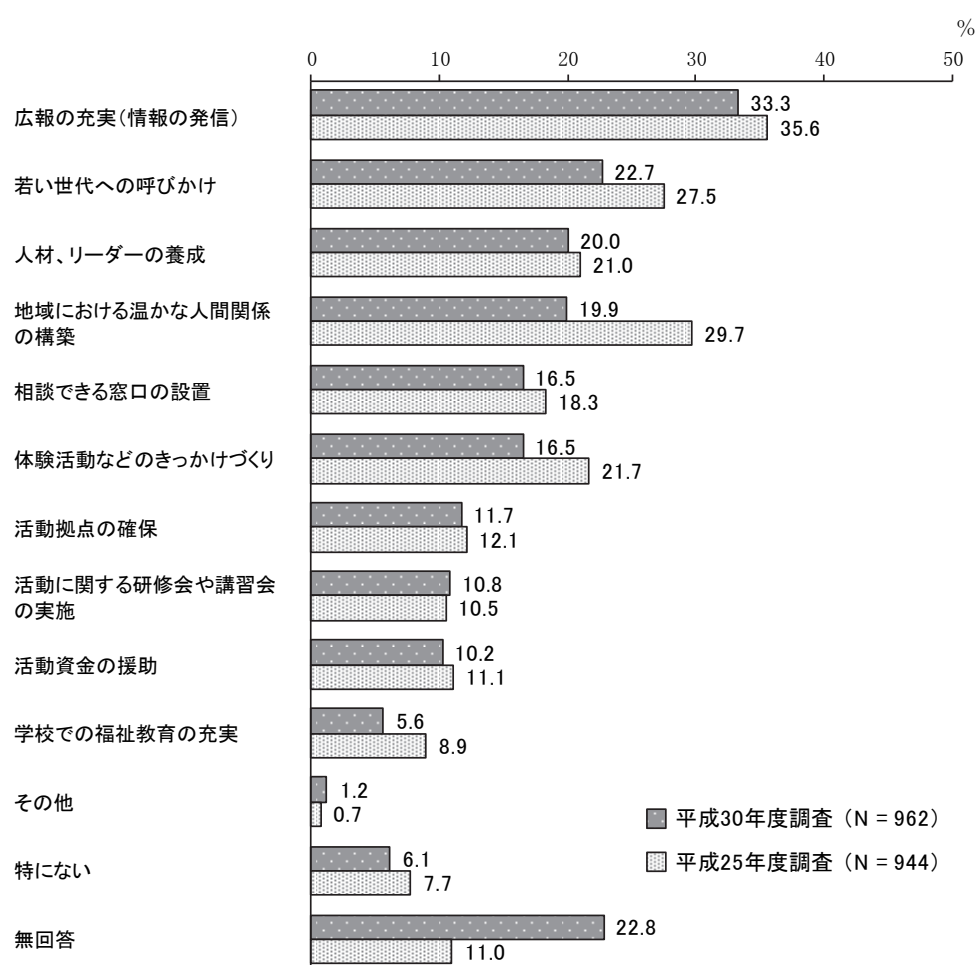




## ⑥今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なこと

「広報の充実（情報の発信）」の割合が33.3%と最も高く、次いで「若い世代への呼びかけ」の割合が22.7%、「人材、リーダーの養成」の割合が20.0%となっています。

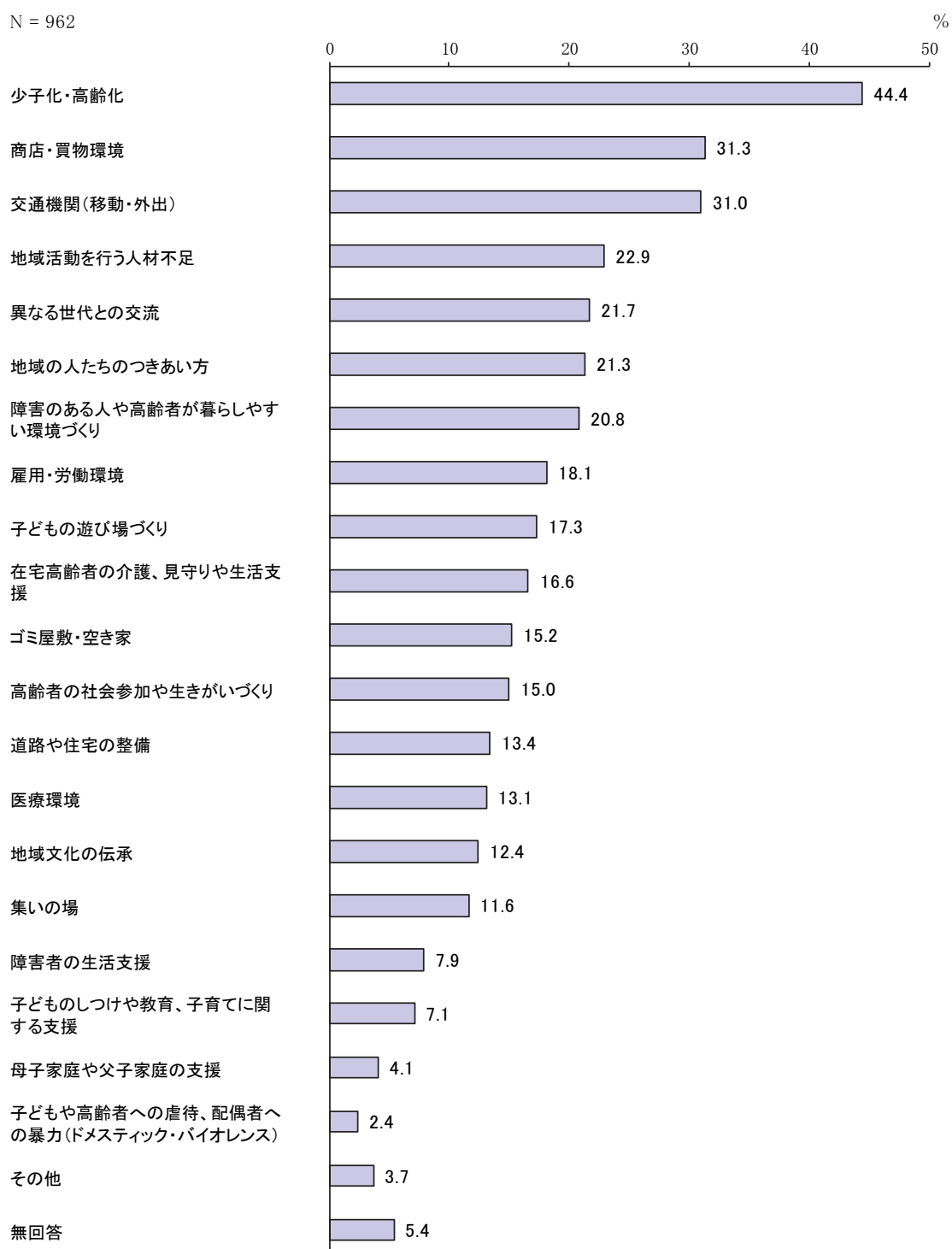
平成25（2013）年度調査と比較すると、「地域における温かな人間関係の構築」の割合が9.8ポイント、「体験活動などのきっかけづくり」の割合が5.2ポイント減少しています。



## ⑦住んでいる地域の課題や問題

「少子化・高齢化」の割合が44.4%と最も高く、次いで「商店・買物環境」の割合が31.3%、「交通機関（移動・外出）」の割合が31.0%となっています。

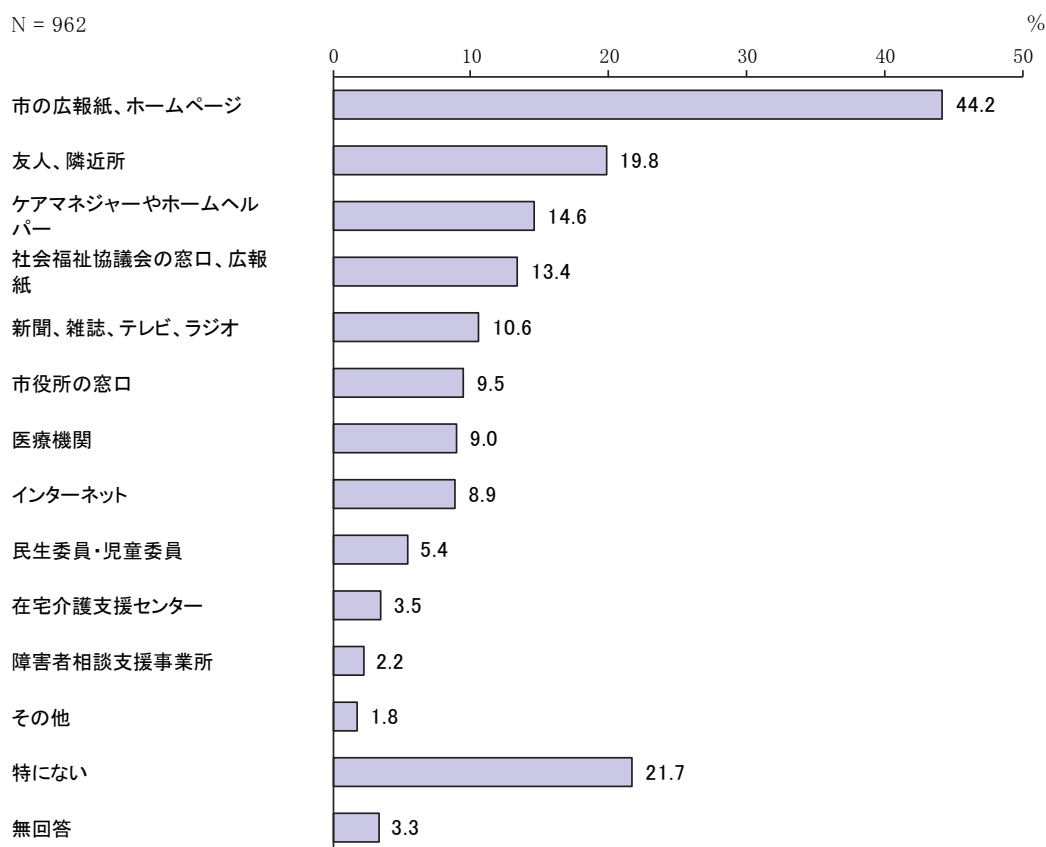
また、「地域活動を行う人材不足」「異なる世代との交流」「地域の人たちのつきあい方」の項目も上位となっていることから、地域活動や地域の支え合いについて課題や問題を感じていることがうかがえます。



## ⑧福祉サービスに関する情報の入手先

「市の広報紙、ホームページ」の割合が44.2%と最も高く、次いで「特にない」の割合が21.7%、「友人、隣近所」の割合が19.8%となっています。

年代別でも、年代を共通して「市の広報紙、ホームページ」の割合が高くなっています。また、「インターネット」の項目で20歳代、30歳代の割合が高くなっています。



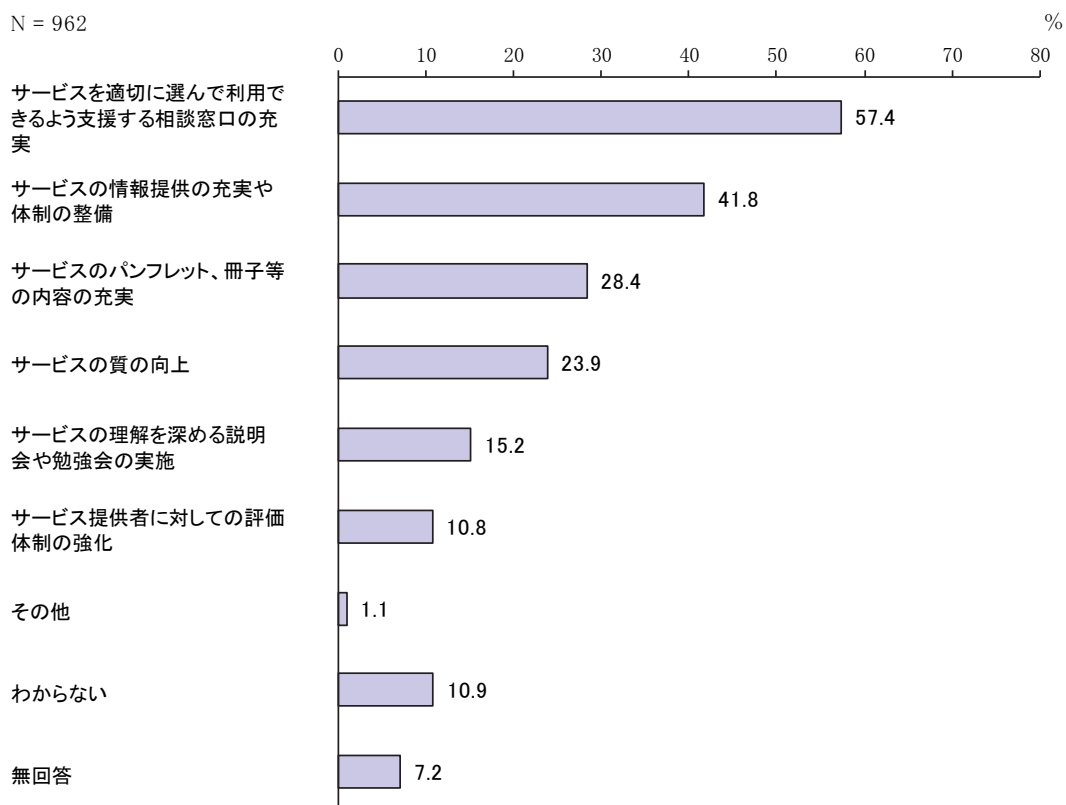
### 【年代別】

単位：%

区分	有効回答数(件)	友人、隣近所	市役所の窓口	市の広報紙、ホームページ	窓口、広報紙 社会福祉協議会の	在宅介護支援センター	障害者相談支援事業所	ケアマネジャーやホームヘルパー	医療機関	民生委員・児童委員	新聞、雑誌、テレビ、ラジオ	インターネット	その他	特にない	無回答
20歳代	66	10.6	6.1	33.3	1.5	—	3.0	3.0	10.6	—	4.5	18.2	1.5	47.0	—
30歳代	92	22.8	5.4	46.7	6.5	1.1	1.1	6.5	7.6	4.3	8.7	18.5	4.3	25.0	2.2
40歳代	149	13.4	6.7	39.6	6.0	0.7	1.3	7.4	4.0	1.3	6.7	14.1	2.7	35.6	2.0
50歳代	148	19.6	7.4	51.4	17.6	5.4	2.7	18.2	8.8	1.4	9.5	12.8	2.7	18.9	1.4
60歳代	253	17.0	12.3	49.8	16.2	4.7	2.0	21.3	11.1	4.3	11.9	4.7	—	13.0	3.2
70歳以上	237	27.8	11.4	38.8	17.7	3.8	2.5	15.6	10.5	13.1	13.9	1.7	1.7	15.6	5.9

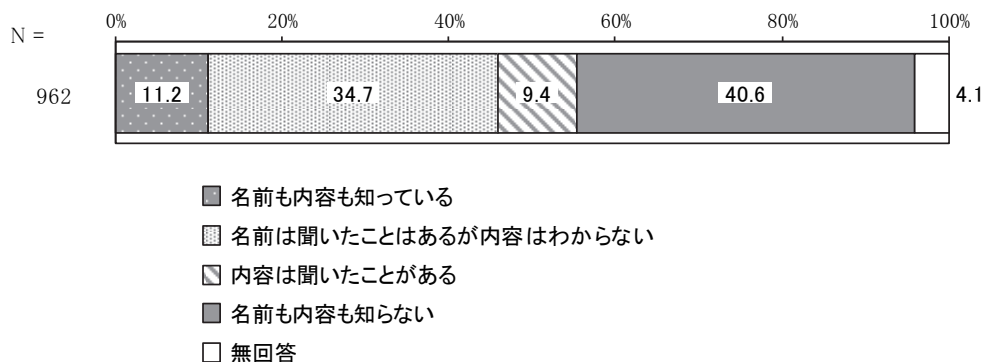
### ⑨福祉サービスを安心して利用するために必要なこと

「サービスを適切に選んで利用できるよう支援する相談窓口の充実」の割合が57.4%と最も高く、次いで「サービスの情報提供の充実や体制の整備」の割合が41.8%、「サービスのパンフレット、冊子等の内容の充実」の割合が28.4%となっています。



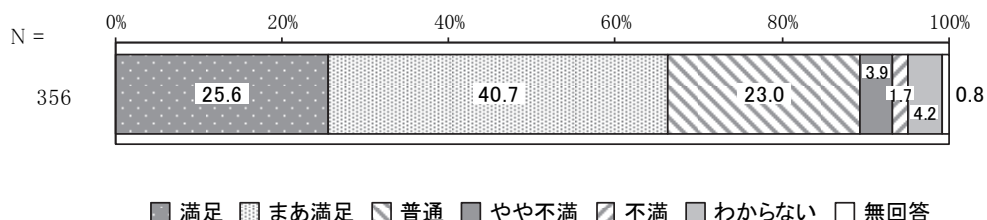
### ⑩生活困窮者自立支援法（制度）の認知状況

「名前も内容も知らない」の割合が40.6%と最も高く、次いで「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が34.7%、「名前も内容も知っている」の割合が11.2%となっています。



### ⑪福祉サービスの利用に関する満足度

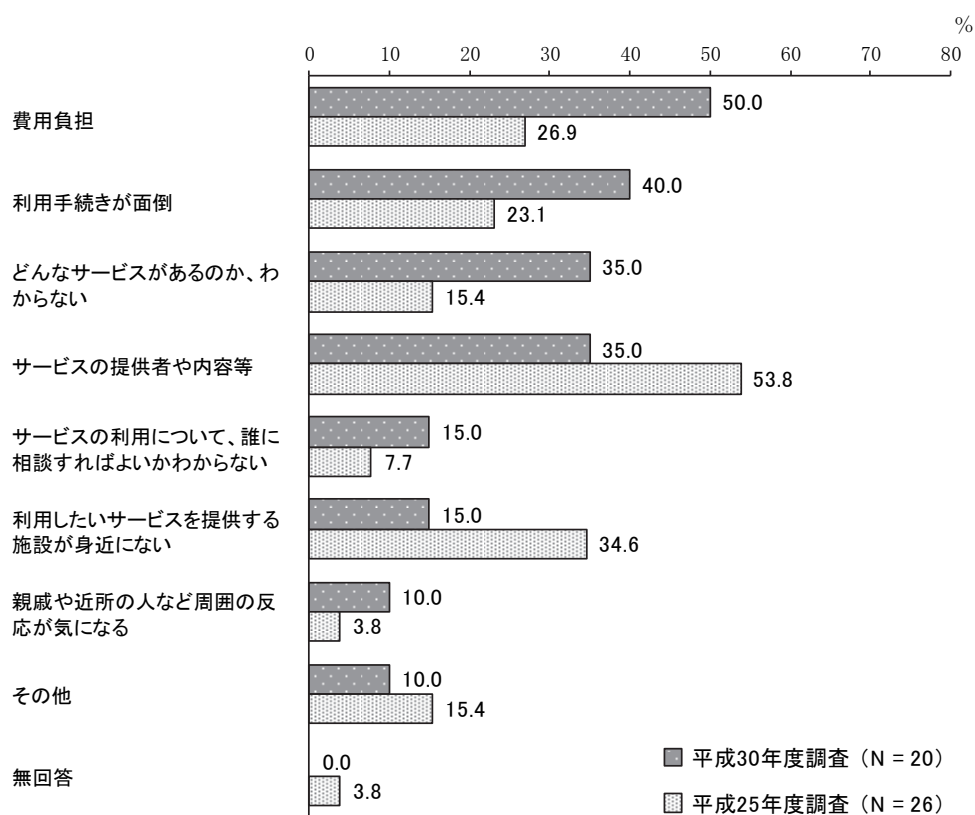
「満足」と「まあ満足」を合わせた“満足”の割合が66.3%、「普通」の割合が23.0%、「やや不満」と「不満」を合わせた“不満”の割合が5.6%となっています。



## ⑫福祉サービスの利用に関して、不満、心配を感じること

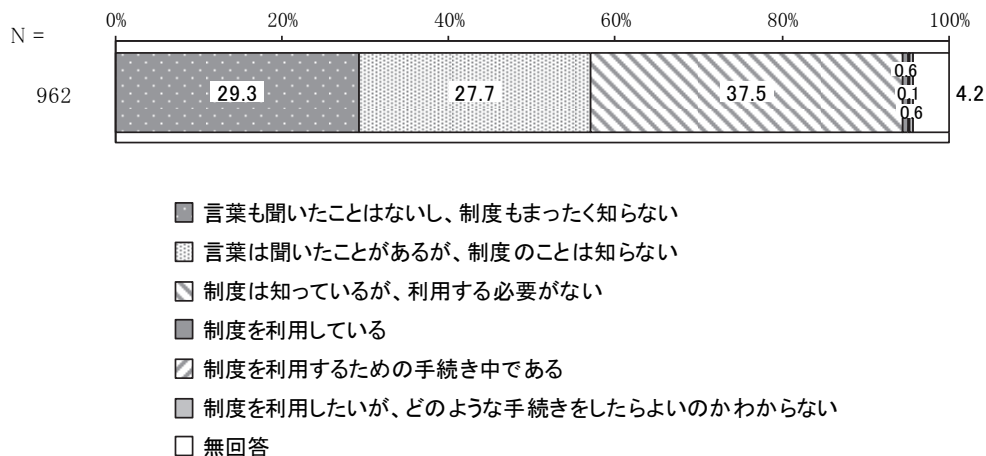
「費用負担」の割合が 50.0%と最も高く、次いで「利用手続きが面倒」の割合が 40.0%、「どんなサービスがあるのか、わからない」、「サービスの提供者や内容等」の割合が 35.0%となっています。

平成 25（2013）年度調査と比較すると、「利用したいサービスを提供する施設が身近にない」の割合が減少している一方、「どんなサービスがあるのか、わからない」「利用手続きが面倒」の割合が増加しており、福祉サービスが多岐に利用できるようになった一方で、サービスを選ぶことが難しくなった面もあることが想定されます。



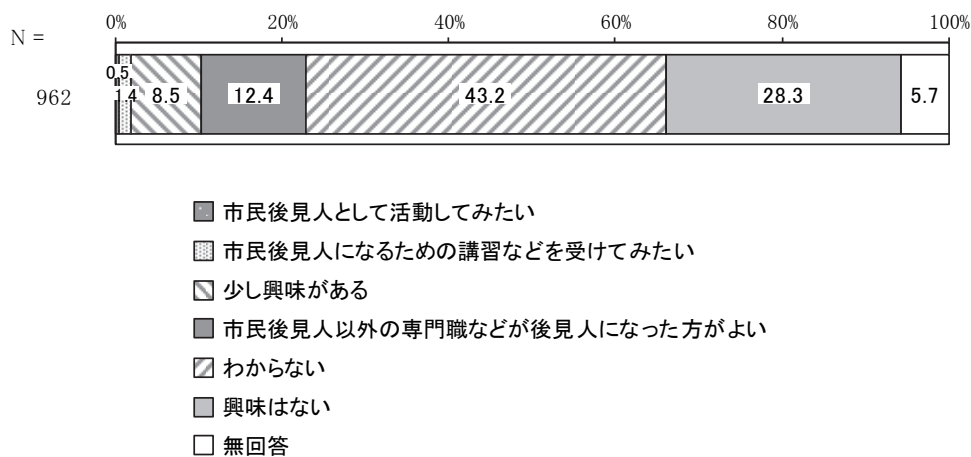
### ⑬成年後見制度の認知度

「制度は知っているが、利用する必要がない」の割合が37.5%と最も高く、次いで「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」の割合が29.3%、「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」の割合が27.7%となっています。



### ⑭市民後見人への関心

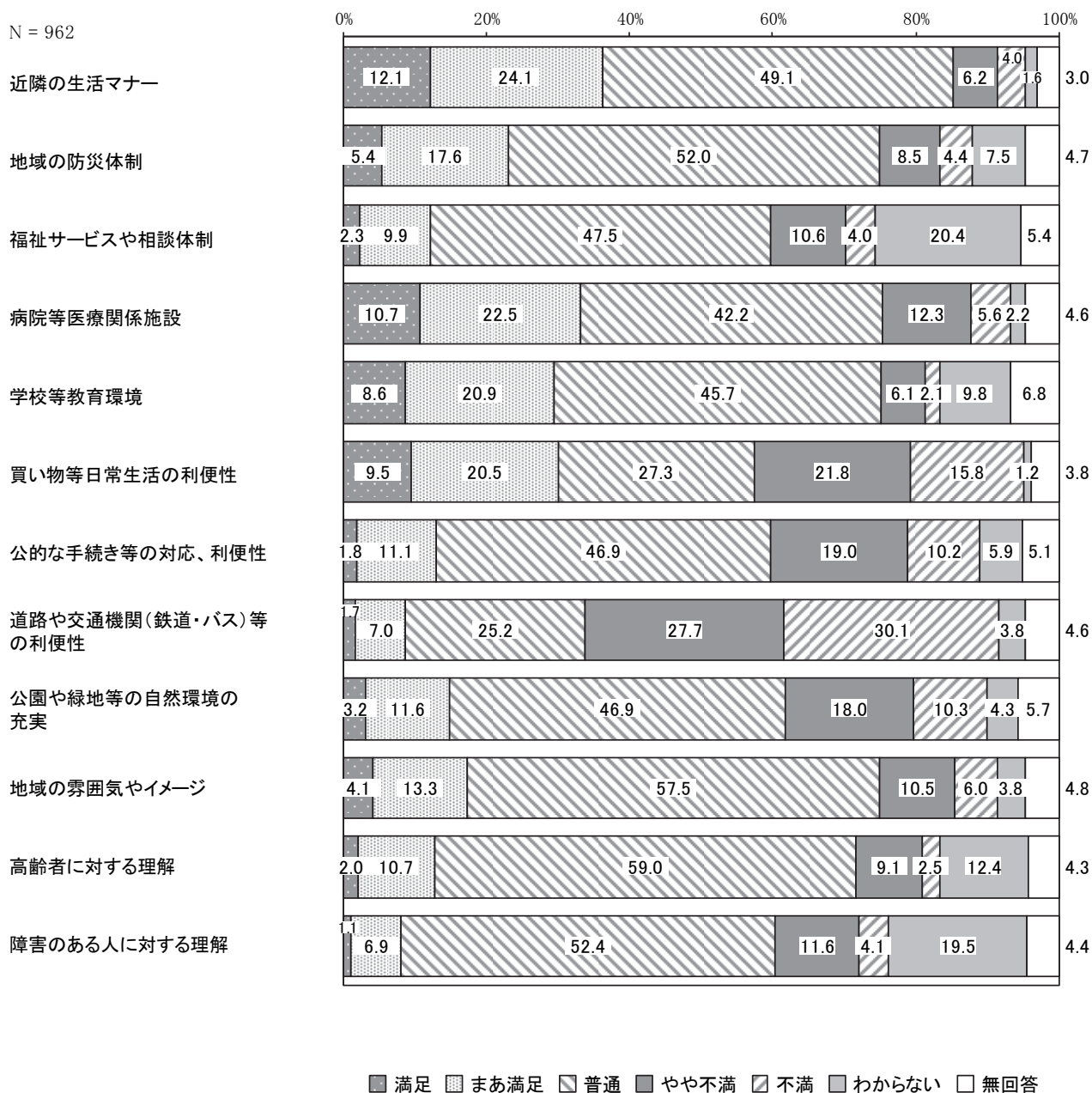
「わからない」の割合が43.2%と最も高く、次いで「興味はない」の割合が28.3%、「市民後見人以外の専門職などが後見人になった方がよい」の割合が12.4%となっています。一方で、「市民後見人として活動してみたい」「市民後見人になるための講習などを受けてみたい」「少し興味がある」を合わせた「活動したい」「興味がある」の割合が10.4%となっています。



### ⑮地域の暮らしやすさについての満足度

「近隣の生活マナー」「病院等医療関係施設」で「満足」と「まあ満足」を合わせた“満足”の割合が高くなっています。一方、「道路や交通機関（鉄道・バス）等の利便性」で「やや不満」と「不満」を合わせた“不満”の割合が高くなっています。

平成 25（2013）年度調査と比較すると、“不満”の割合が「買い物等日常生活の利便性」で 6.6 ポイント増加しています。



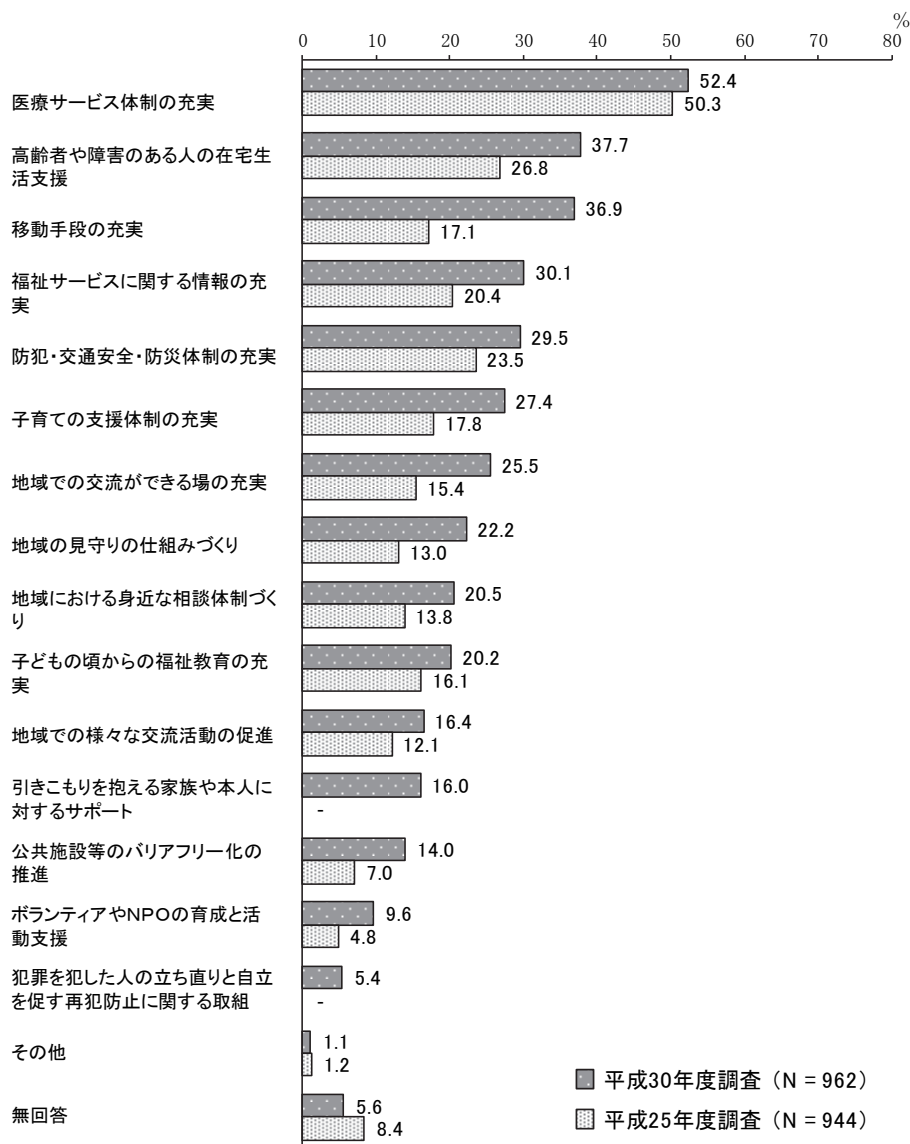


## ⑩地域福祉・施策を進めるために取り組むべき施策の要望

「医療サービス体制の充実」の割合が52.4%と最も高く、次いで「高齢者や障害のある人の在宅生活支援」の割合が37.7%、「移動手段の充実」の割合が36.9%となっています。

平成25（2013）年度調査と比較すると、「移動手段の充実」「高齢者や障害のある人の在宅生活支援」「地域での交流ができる場の充実」「福祉サービスに関する情報の充実」など高齢化の進行に伴う施策への要望が増加していることがうかがえます。

また、平成25（2013）年度と同様に「医療サービス体制の充実」の割合が最も高くなっていますが、前問「地域の暮らしやすさについての満足度」の設問では、「病院等医療関係施設」に対して“満足”と回答された方も多く、現状で満足しているものの更に施策を進めてほしいというニーズもあることが想定されます。



※「引きこもりを抱える家族や本人に対するサポート」「犯罪を犯した人の立ち直りと自立を促す再犯防止に関する取組」は平成30年度調査から新たに追加しました。

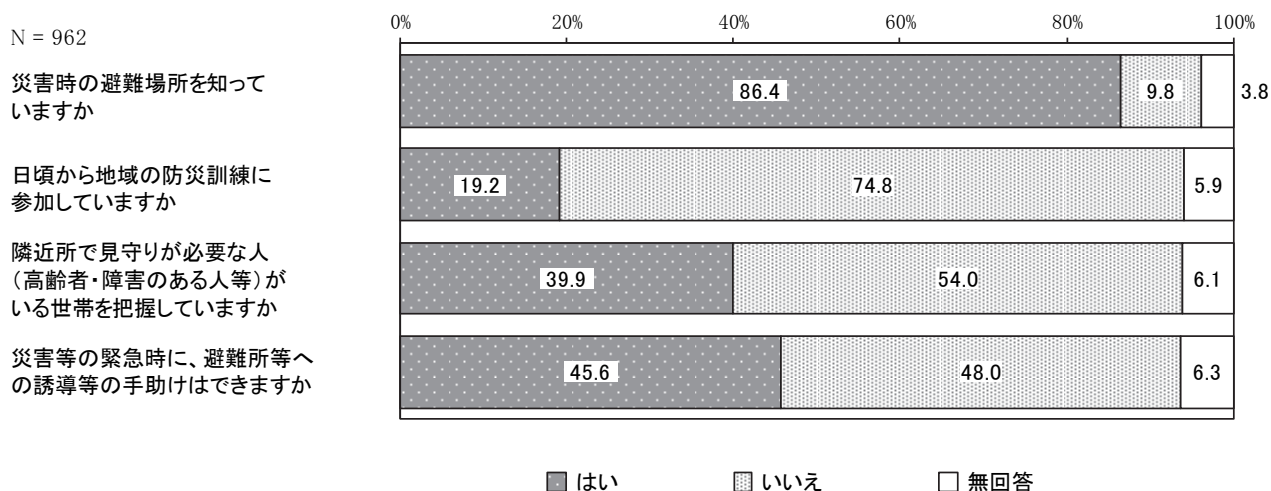
### ⑰防災に関する日頃からの取組や災害等の緊急時の対応について

「災害時の避難場所を知っていますか」で「はい」の割合が高くなっており、平成25（2013）年度調査と比較すると、13.2ポイント増加しています。

一方、「隣近所で見守りが必要な人（高齢者・障害のある人等）がいる世帯を把握していますか」で「はい」の割合が減少していることから、災害への関心は高くなってきているものの、地域のつながりは薄れてきていることがうかがえます。

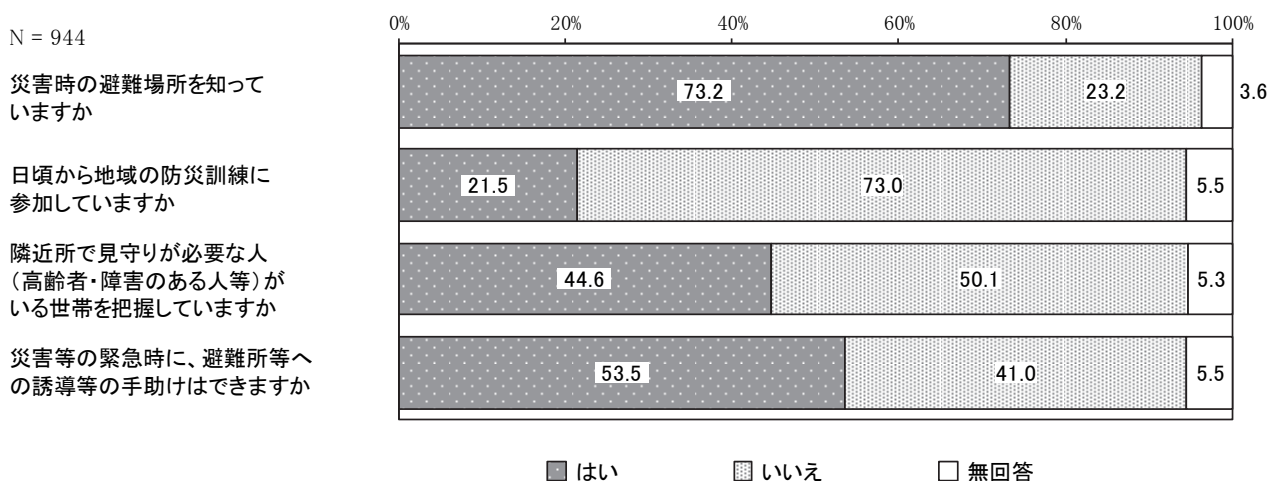
#### 【平成 30 年度調査】

N = 962



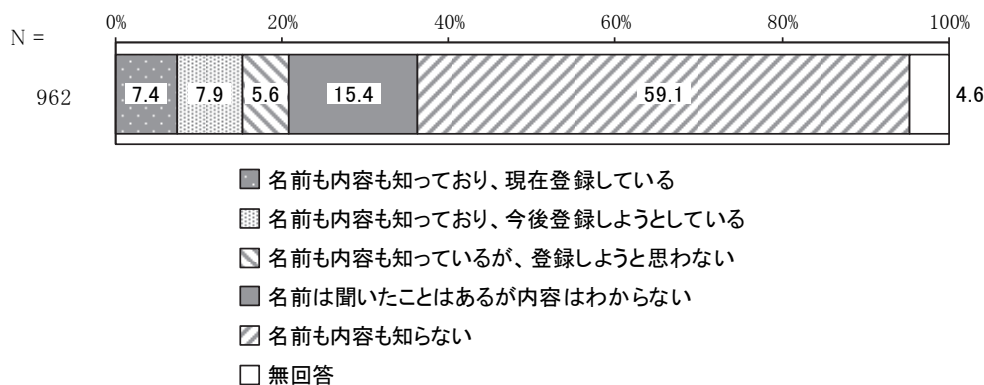
#### 【平成 25 年度調査】

N = 944



## ⑱災害時要援護者名簿の認知度

「名前も内容も知らない」の割合が59.1%と最も高く、次いで「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が15.4%、「名前も内容も知っており、今後登録しようとしている」の割合が7.9%となっています。

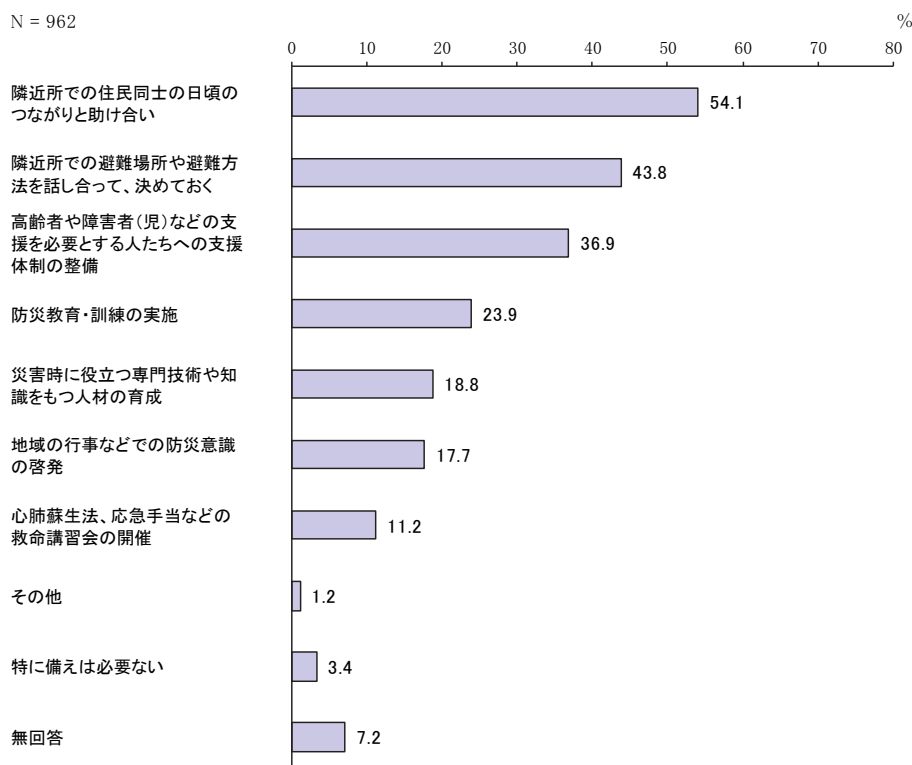


## ⑲大地震などの災害に備えて、地域で備えが必要なこと

「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」の割合が54.1%と最も高く、全年代を通じて共通に必要なことがうかがえます。

次いで「隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく」の割合が43.8%、「高齢者や障害者（児）などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」の割合が36.9%となっています。

年代別で見ると、年代が若くなるにつれて「防災教育・訓練の実施」の割合が高くなっています。



【年代別】

単位：%

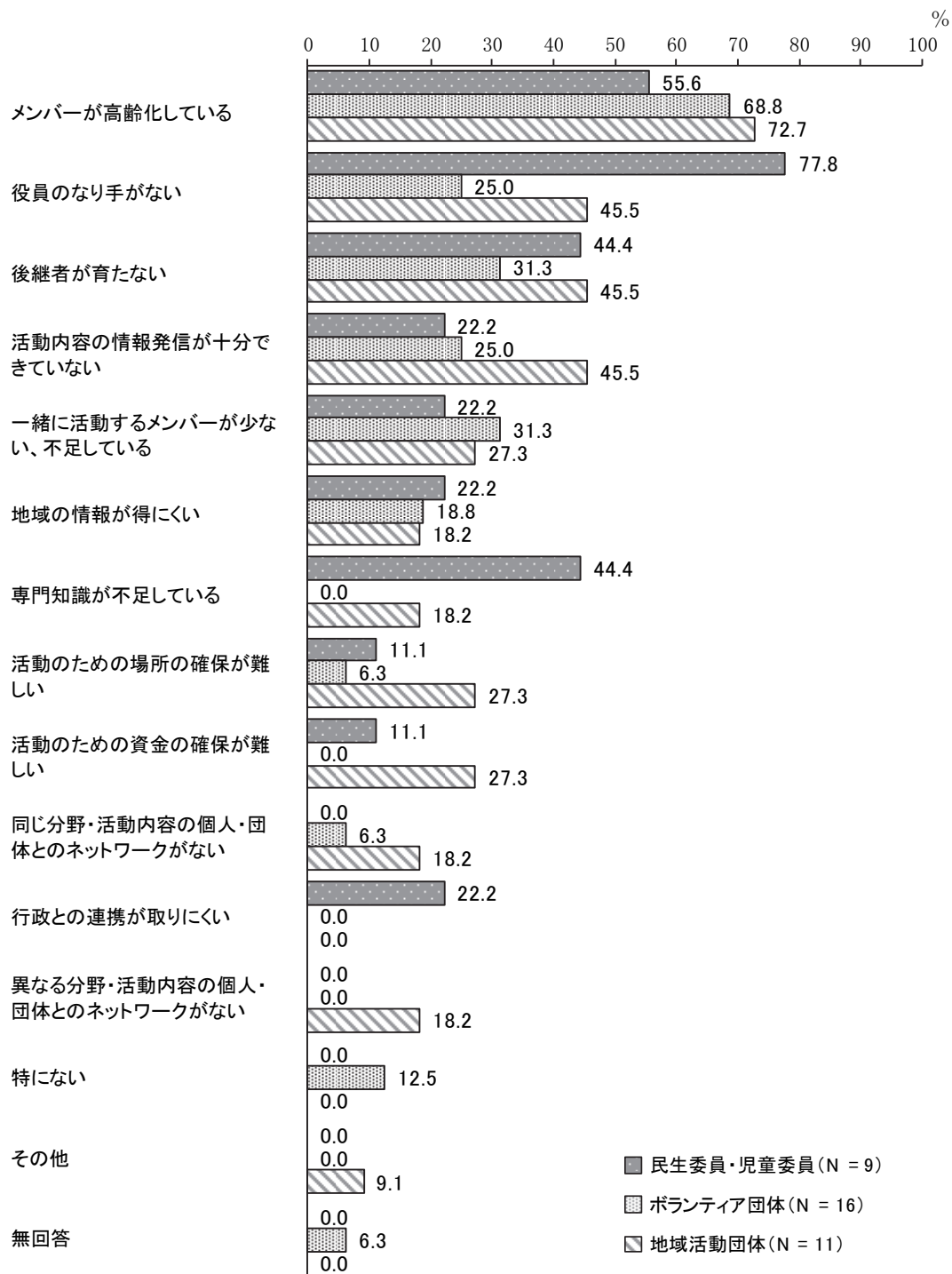
区分	有効回答数(件)	隣近所での避難場所や避難方法を話し合っており、決めておく	隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い	高齢者や障害者(児)などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備	災害時に役立つ専門技術や知識をもつ人材の育成	防災教育・訓練の実施	心肺蘇生法、応急手当などの救命講習会の開催	地域の行事などでの防災意識の啓発	その他	特に備えは必要ない	無回答
20歳代	66	42.4	50.0	40.9	19.7	30.3	16.7	16.7	—	4.5	4.5
30歳代	92	34.8	41.3	33.7	22.8	29.3	18.5	17.4	4.3	6.5	6.5
40歳代	149	39.6	47.7	40.3	23.5	28.2	13.4	14.1	—	4.7	5.4
50歳代	148	50.0	43.9	40.5	20.9	27.7	10.1	16.2	2.7	2.0	4.7
60歳代	253	42.7	61.3	40.7	14.6	20.2	9.5	17.4	0.4	1.6	8.7
70歳以上	237	48.9	64.1	29.5	16.5	19.0	8.4	21.9	0.8	4.2	7.6



### 3 団体アンケート調査でみる現状

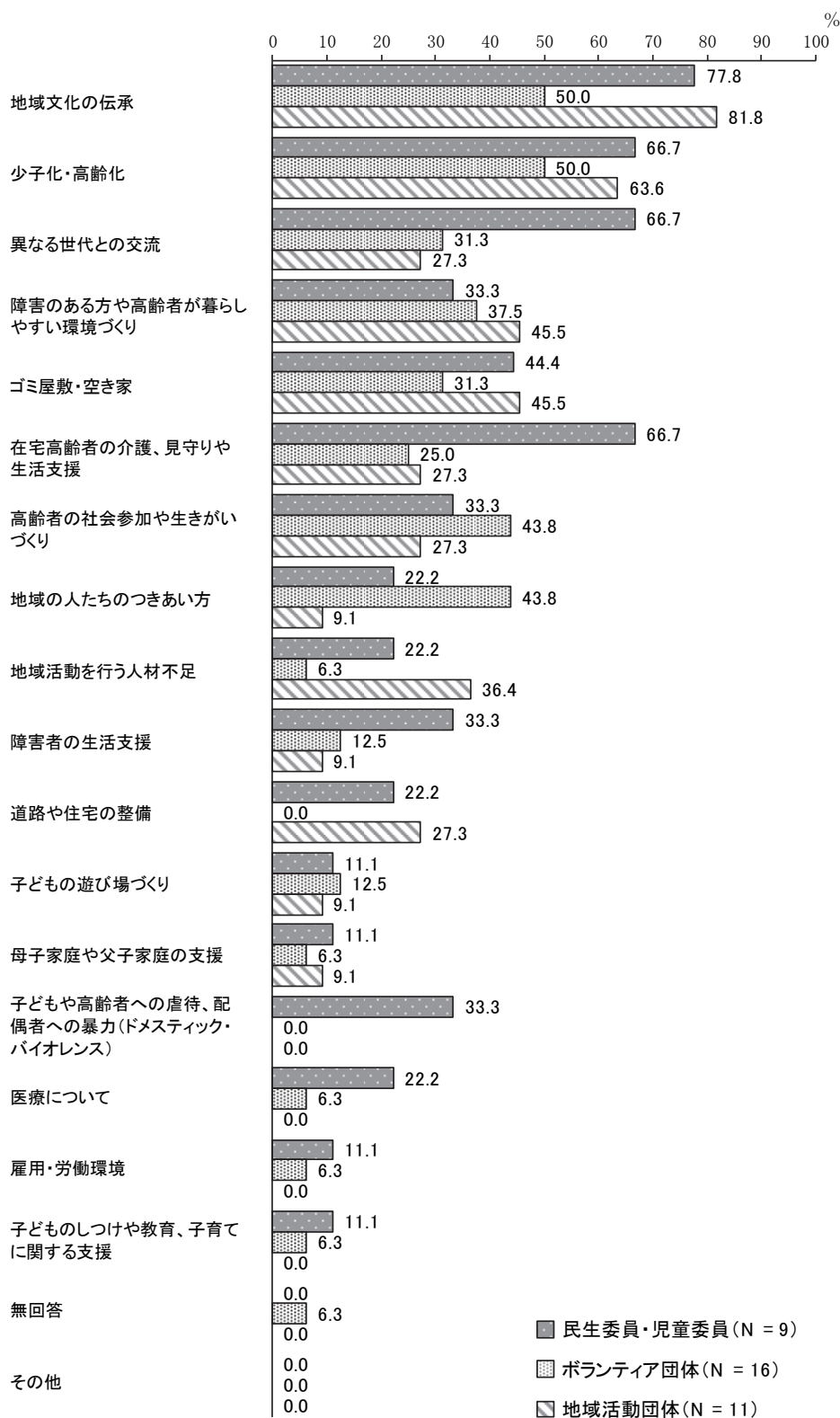
#### ①活動を行う上で困っていること

3団体とも高い割合を示しているのは、「メンバーが高齢化している」となっています。また、「役員のなり手がいない」では、民生委員・児童委員が77.8%と高くなっています。



## ②ふだんの活動を通じて感じている地域の課題

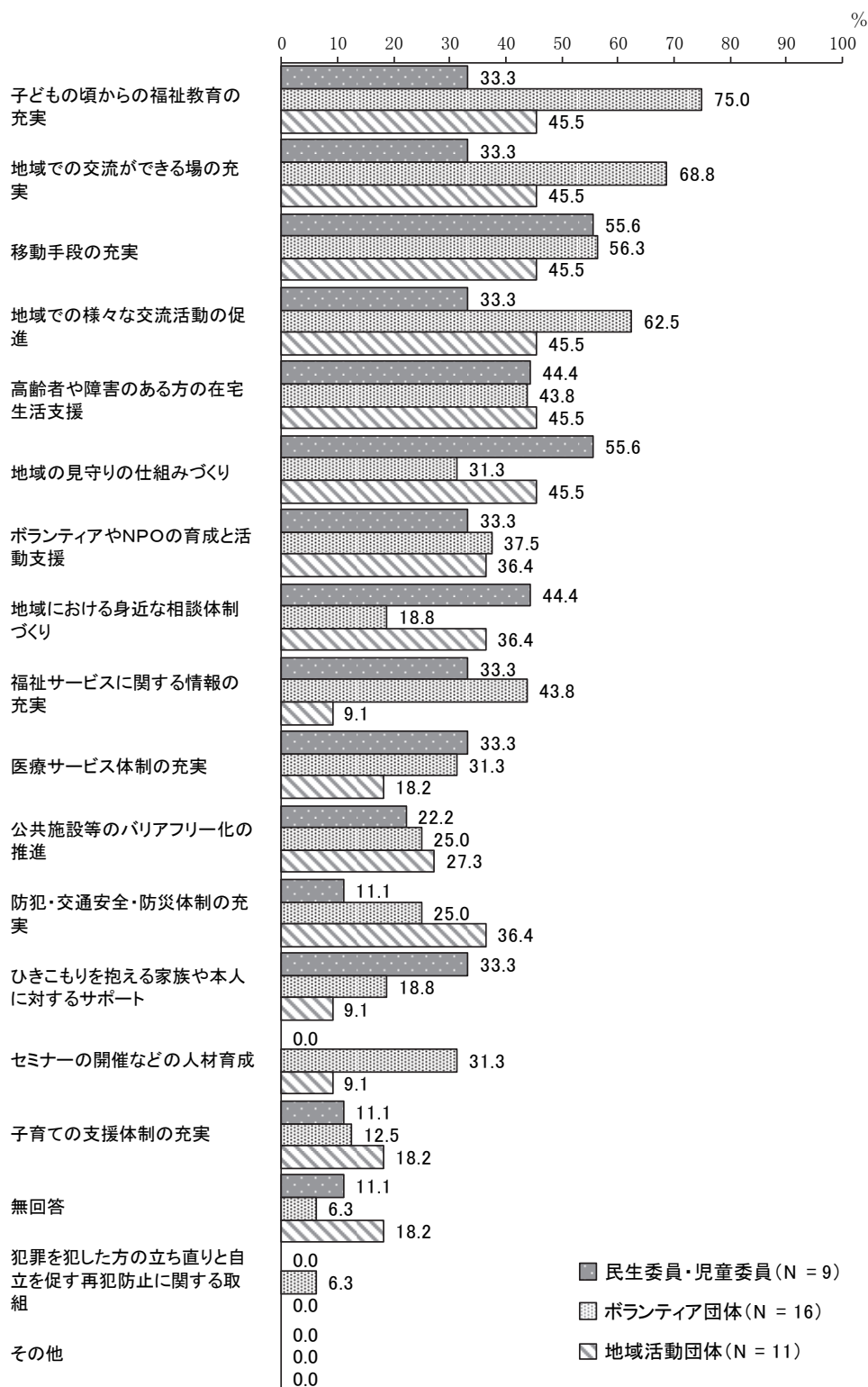
「地域文化の伝承」の割合が、地域活動団体で81.8%、民生委員・児童委員で77.8%となっています。次に、「少子化・高齢化」の割合が、どの団体も高くなっています。また、「異なる世代との交流」や「在宅高齢者の介護、見守りや生活支援」の割合が、民生委員・児童委員で66.7%と高くなっています。



### ③西脇市に求める施策

ボランティア団体で、「子どもの頃からの福祉教育の充実」の割合が75.0%、「地域での交流ができる場の充実」が68.8%と高くなっています。

「移動手段の充実」の割合が3団体とも高く、特に民生委員・児童委員、ボランティア団体で5割を超えています。



## 4 第二次計画の取組状況と評価

第二次計画（平成26（2014）年度～31（2019）年度）では、基本理念「もっとええまち・西脇 ～みんなのところが響きあう安心・共生のまちづくり～」の実現に向け、3つの施策の基本方向を掲げ、地域福祉の推進を図ってきました。

第二次計画に掲げる各項目の推進施策は次のとおりで、関係部署で「A：計画通り取り組めた」「B：ある程度取り組めた」「C：未実施、事業廃止など」「D：評価不能」の4区分による評価を行いました。

取組状況評価

	施策の基本方向	施策名	評価
1 福祉活動の推進と担 い手づくり	(1) 多様な市民によるふれあいの推進	①地域における多様な市民交流の促進	A
		②市民交流のためのきっかけと場づくり	B
	(2) 市民相互の支え合いの促進	①生活課題や福祉ニーズの早期発見・対応	A
		②地域福祉のネットワークづくり<重点>	A
		③地域福祉を推進するための人づくり<重点>	B
	(3) 人権意識・福祉意識の醸成	①人権・福祉に関する啓発の推進<重点>	A
2 サービスを利用 しやすい仕組み づくり	(1) 情報提供体制の充実	①情報提供体制の充実<重点>	B
	(2) 相談支援体制の充実	①行政・関係機関における相談支援体制の充実<重点>	A
		②地域における相談支援体制づくり	B
	(3) サービス利用の仕組みづくり	①サービス提供体制の充実と質の向上	A
		②サービス利用者の権利擁護・生活支援	A
	3 人にやさしい福祉のまちづくり	(1) 安全・安心な道路・交通環境	①全ての人々が安全、安心、快適に利用できる道路づくり
②交通安全対策の推進			A
③利用しやすい交通・移動手手段の確保			A
(2) 住宅・建築物等のバリアフリー化		①全ての人々が暮らしやすい住環境の整備	A
		②「福祉のまちづくり」の普及・啓発	C
(3) 安心して住める防災・防犯のまちづくり		①地域における防災対策の推進<重点>	B
		②災害発生時の被災者の支援	B
		③防犯対策の推進	B



### 取組状況評価合計

施策の基本方向	取組状況（構成比：％）			
	A：計画通り 取り組めた	B：ある程度 取り組めた	C：未実施、 事業廃止など	D：評価不能
1 福祉活動の推進と担 い手づくり	4 (66.7%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
2 サービスを利用しや すい仕組みづくり	3 (60.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3 人にやさしい福祉の まちづくり	3 (37.5%)	4 (50.0%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)
合計	10 (52.6%)	8 (42.1%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)

3つの施策の基本方向に基づく取組については、全体のうち94.7%が「計画通り取り組めた」・「ある程度取り組めた」と評価でき、重点施策として掲げた項目についても、「計画通り取り組めた」・「ある程度取り組めた」と評価できました。

地域における多様な市民交流の促進においては、敬老会や老人クラブ連合会への支援を行い、同じ世代や世代を超えた交流の推進を図りました。また、トライやる・ウィークやにしわきジュニアじんけん教室などを通して、子どもたちと地域との交流を進めました。

地域福祉のネットワークづくりとしては、地域自治協議会を3つ設置するなど、組織化と活動の支援を行い地域福祉活動の展開を支援しました。また、人権・福祉に関する啓発の推進では、市広報等を通じて、人権啓発や福祉に関する出前講座を実施しました。

行政・関係機関における相談支援体制の充実においては、地域包括支援センターを2か所に増設するとともに、生活支援や見守り体制の充実を図りました。併せて、西脇市多可郡医師会と連携し、在宅医療・介護連携支援センターを開設し、専門職の相談窓口の充実を図りました。また、困難事例に対する支援の在り方を検討する会議を開催するなど、支援から解決につなげる体制づくりを進めました。

サービス提供体制の充実と質の向上においては、特別養護老人ホームや障害者グループホームの設置を促進するとともに、事業所に対する県との合同監査、実地指導を実施し、適正なサービス提供の確保に努めました。

地域における防災対策としては、適切に避難できるよう避難誘導看板の設置を行うとともに、災害時における共助の大切さなどを自主防災訓練などの機会に周知を図りました。

一方で、地域における多様な市民交流の促進においては、見守り活動への参加者の減少や老人クラブ活動の休止、地域福祉を推進するための人づくりにおいては、ボランティアの高齢化やボランティア人材の不足、ボランティアのリーダー養成など人材に関する課題がみられます。また、講座やセミナー等の参加者の減少も課題となっています。また、情報提供体制の充実においては、制度やサービスについて知らなかったという声が聞かれるなど、より積極的な情報提供が必要といった課題も見えてきました。

さらには、地域における防災対策の推進において、災害時の近隣協力体制や自主防災会の形骸化がみられたり、「福祉のまちづくり」の普及・啓発などにおいても、兵庫県による「ユニバーサル社会づくり推進地区」の登録に至らなかった点など、十分取り組めなかったところがありました。


今後は、第二次計画の取組状況の評価を踏まえ、その結果を本計画に反映していくことが重要です。



## 5 見直しに向けた重点課題

各種アンケート調査結果や前計画の事業評価などから、国等の動向や社会的背景【機会】、社会的な問題【脅威】、本市において充実していること【強み】、そして問題となっていること【弱み】を整理し、重点課題を抽出しました。

区分	着目すべき現状
機会	<p>○社会福祉法の一部改正 地域福祉計画に盛り込む事項として「高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「包括的な支援体制の整備に関する事項」が新たに追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの深化・推進</li> <li>・生活困窮者自立支援制度</li> <li>・災害時要援護者の避難行動支援</li> </ul> <p>○成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定</p>
脅威	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化の急速な進行</li> <li>・家族や地域社会の絆が弱まり、社会から孤立する人々が増加</li> <li>・引きこもりなどの長期化による8050問題</li> <li>・生活困窮者の増加</li> <li>・2025年問題による介護ニーズの急激な増加</li> <li>・介護と育児を同時に行うダブルケア問題を抱える世帯の問題</li> <li>・子育てにおける孤立化、子育てに対する不安感の増大</li> <li>・認知症高齢者の増加</li> </ul>
強み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動に参加している人が46.4%。30代男性が最も高く51.1% 地域の祭りやイベントに参加している人が56.7%。若い人でも参加している</li> <li>・困ったときに、身近に相談できる人がいるとした回答が82.7%</li> <li>・各地区にはまちづくり協議会など、市民が主体となりまちづくり活動を推進する組織ができています</li> <li>・自主防災会の防災体制の一員として、民生委員・児童委員を位置付け、要援護者支援班を新たに設けた地区防災計画の作成を呼び掛けている</li> <li>・手話言語条例を施行、こどもの笑顔をはぐくむ条例を制定している</li> </ul>
弱み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動に参加しない理由として、活動に関する情報が入ってこないが16.8%</li> <li>・福祉サービスを安心して利用するために必要なことは、「サービスを適切に選んで利用できるよう支援する相談窓口の充実」とした回答が57.4%</li> <li>・ボランティア人材が不足している</li> <li>・隣近所で見守りが必要な人（高齢者・障害のある人等）がいる世帯を把握している人が減少</li> <li>・見守り活動へ参加する方が減少</li> <li>・「役員のなり手がいない」「メンバーが高齢化している」「後継者が育たない」などが団体の活動の運営上の困りごととなっている</li> <li>・「成年後見制度」の認知度、「市民後見人」への関心は低い</li> </ul>

重点課題の絞り込み方法		特に重点を置くべき課題
<p style="text-align: center;"><b>強み</b></p> <p>強みを更に生かして、新しいチャンスをつかむ</p>		<p><b>重点課題1</b></p> <p>○ 本市の強み（各年代で地域の祭りやイベントへの参加が多い）を生かしながら、多世代の交流をすすめるとともに、市民が福祉に関心をもつ地域づくりが必要 （福祉意識の醸成、地域交流の促進）</p>
<p style="text-align: center;"><b>強み×機会</b></p> <p>強みを機会にぶつけて、新しい活路を見出す</p>		<p><b>重点課題2</b></p> <p>○ 身近な相談から適切にサービスにつなぎ解決につなげる仕組みを構築していくことが必要 （相談の体制の充実、専門的な支援へのつなぎ）</p>
<p style="text-align: center;"><b>強み×脅威</b></p> <p>強みを脅威にぶつけて、脅威を機会に転換する</p>		<p><b>重点課題3</b></p> <p>○ 見守りを必要な人が緊急時や災害時に孤立しないよう日頃からの見守り体制の充実、的確な支援につなげる必要がある （日頃からの見守り、災害時に支え合える地域づくり）</p>
<p style="text-align: center;"><b>弱み</b></p> <p>弱みを克服して強みに転換する</p>		<p><b>重点課題4</b></p> <p>○ 活動の情報提供の充実など、地域活動やボランティア活動への参加をすすめることが必要 （ボランティア、地域活動の活性化）</p>
		<p><b>重点課題5</b></p> <p>○ 必要な援助を受けることができるよう、権利擁護制度の普及啓発を図り制度の利用につなげる必要がある （認知症高齢者、障害者等の権利擁護の推進）</p>



## 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

本市では、第2次西脇市総合計画において、福祉の基本政策として「つながりによる安心とうるおいが実感できるまち」を掲げて施策を推進しています。

現在の社会保障制度においては、高齢者に対する介護等の支援や障害のある人に対する日常生活の支援、また、子どもへの保育の提供など、対象者ごと、また生活に必要な機能ごとに、各関係法において、公的責務が定められ、支援の充実が図られています。しかしながら、地域福祉をめぐる状況は大きく変化しており、様々な分野の課題が絡み合い複雑化・多様化しており、これらの課題の解決に向けては、地域住民が主体的に地域福祉活動に参画するとともに、行政と地域活動団体、福祉活動団体、ボランティア団体、西脇市社会福祉協議会など関係団体や関係機関が協働・連携を図りながら、包括的に取り組んでいく体制を構築することが必要です。

本計画では、第2次西脇市総合計画に示す本市の将来像や福祉の基本政策を踏まえるとともに、基本理念を「ほっこり いいね・西脇市 ～みんなが安心・心つながるまちづくり～」とし、本市に暮らす全ての人が、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持って、つながり、助け合い・支え合いの輪を広げることで、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

[ 基本理念 ]

**ほっこり いいね・西脇市**  
**～みんなが安心・心つながるまちづくり～**



## 2 計画の基本方向

### 基本方向1 地域力を高めるまちづくり

近所付き合いや地域活動の参加には、福祉への関心や地域への愛着との関係がみられることから、「地域の活動や行事等に参加する人の割合が高い」「市民が主体となったまちづくり活動を推進する組織がある」などといった本市の強みを生かしながら、住民同士や地域の団体との交流を支援し、助け合い、支え合う福祉意識の醸成を促進することで、地域で起きている問題に関心を持ち、自ら参画し、解決につなげられる地域づくりを推進します。

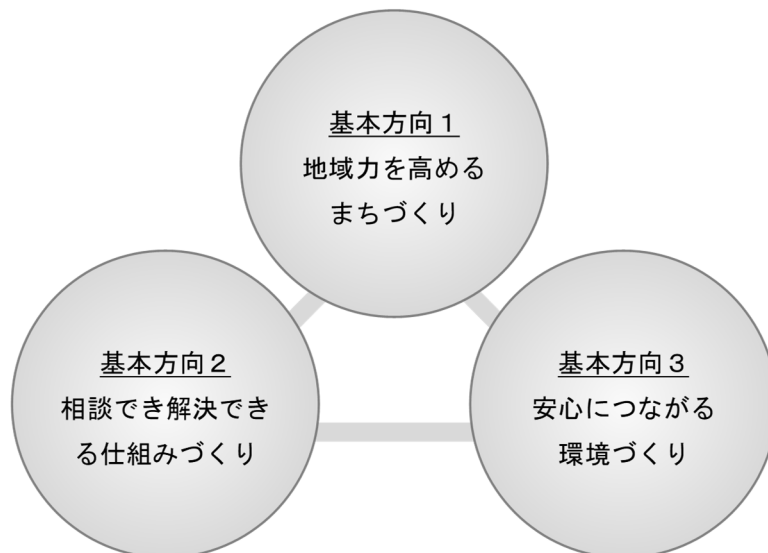
### 基本方向2 相談でき解決できる仕組みづくり

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある人、ひとり親家庭などが抱える課題、また、ダブルケアや生活困窮など地域における生活課題は複雑化・多様化し、複合化が指摘されています。そのため、関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実するとともに、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。また、判断能力が十分でない人の増加が予測されており、必要な援助を受けられることができるよう、権利擁護制度の普及啓発を図り制度の利用につなげます。

### 基本方向3 安心につながる環境づくり

地域でいつまでも安心して暮らせるよう、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないため日頃からの見守り体制の充実や、災害時要援護者名簿の活用等を促進し、的確な支援につなげます。

また、移動や居住環境などの生活に対する支援や、防災訓練等の活動支援、防犯対策の推進など地域で安心して暮らせる環境をつくります。



### 3 重点施策

本市が推進する施策の中でも、特に本計画の期間中に重点的に推進する施策について、本市を取り巻く地域福祉の現状や社会環境の変化、法制度の動向等を踏まえて、次の4項目を重点施策とします。

4つの重点施策

助け合い・支え合いの推進（基本方向1）

相談支援体制の充実（基本方向2）  
（包括的な支援体制の構築）

権利擁護の推進（基本方向2）  
【成年後見制度利用促進基本計画】

防災・防犯のまちづくり（基本方向3）

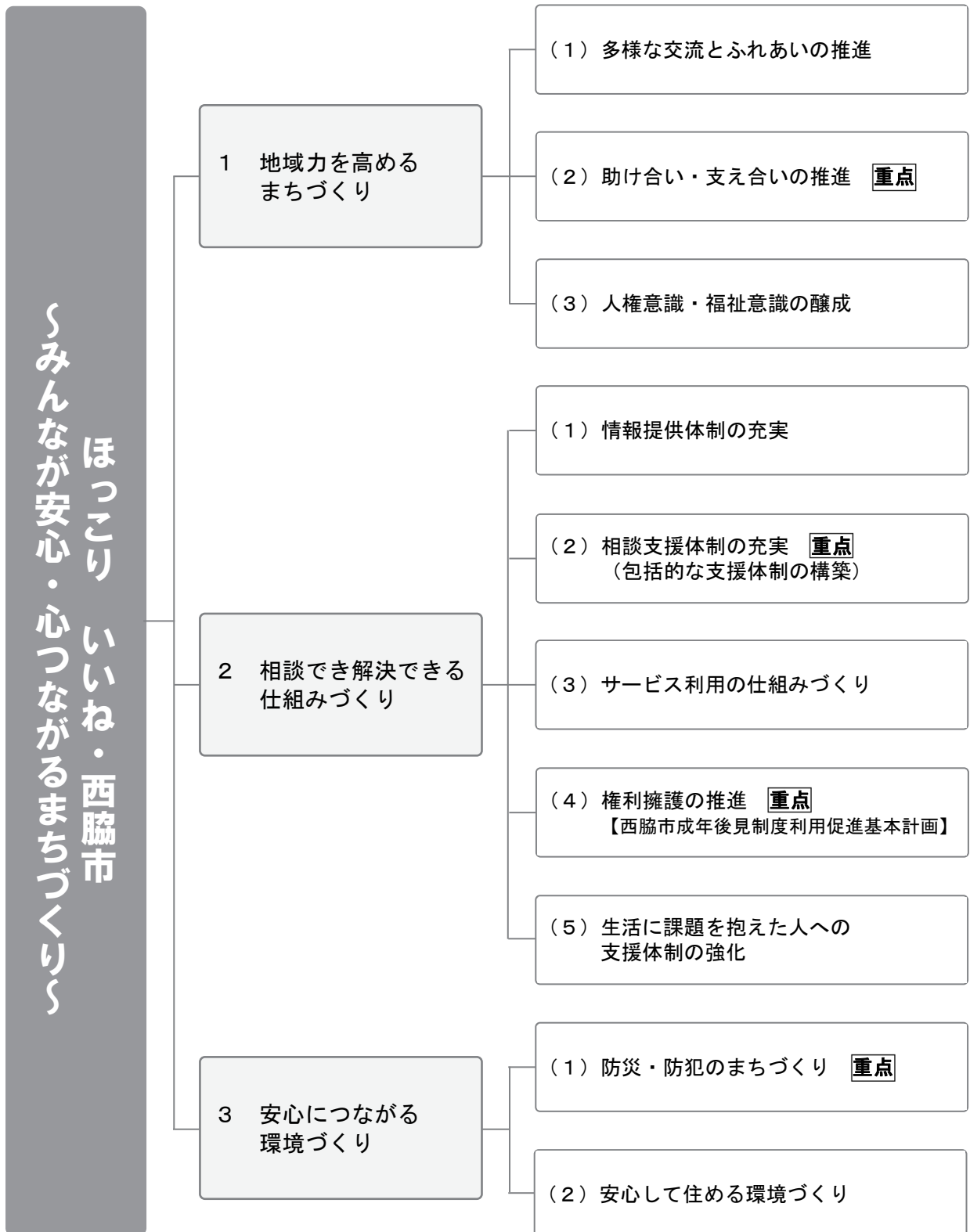


## 4 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本方向 ]

[ 施策 ]







## 第4章

# 施策の展開

## 基本方向 1 地域力を高めるまちづくり

### 施策 1 多様な交流とふれあいの推進

#### 【現状と課題】

近所付き合いや地域活動を通じた交流が、地域における福祉活動を推進していく上で大切になってきます。

市民アンケートの調査結果では、近所付き合いの必要性については理解されているものの、普段の近所付き合いについては、約4割の人が「会えばあいさつをする程度で付き合っている」としており、若い人ほど親しく近所付き合いをしている割合は低くなっています。また、第二次計画の取組状況の評価においては、見守り活動への参加者の減少や老人クラブ活動の休止など、地域における積極的な他者との関わりやふれあい意識の低下といった課題が見られます。

地域の子どもや子育て家庭、高齢者や障害のある人など支援や見守りが必要な人たちとも“顔の見える関係づくり”を進めていくためには、ふれあいや交流を通じた地域の人と人のつながりを深めていくこと必要です。

#### 【今後の方向性】

見守りやあいさつを通じたふれあいの推進や、生きがいづくり、健康づくりなどの機会を通じた世代間交流、障害のある人の地域参加など、地域における多様な世代・人による交流を進めます。

交流のきっかけとなる情報提供や交流の場の確保を支援して、活発な交流活動の展開を推進します。

また、「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例」の周知と取組を通して、地域住民が子どもや子育て家庭に関心を持ち応援できる環境づくりに努めます。

## 【行政が取り組むこと】

### ① 地域における多様な交流の推進

- 見守り運動や、あいさつ、声掛けなどを通じて、地域における人と人とのふれあい・つながりを推進します。
- 子どもや子育て世代と高齢者の交流、障害のある人の地域参加・交流など多様な交流を推進します。
- 子どもについて、地域住民による学校等での学習支援、地域での体験学習や地域イベントへの参加等を推進し、地域住民と子どもとがふれあい、交流する機会、地域全体で子育てを応援できる機会の創出に努めます。

取組	内容	主な事業
多様な交流の推進	○世代間での交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の祭りや伝統行事等への支援</li> <li>・ふれあい交流事業</li> </ul>
	○社会参加・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区敬老会開催事業</li> <li>・老人クラブ活動の支援</li> <li>・地域型いきいきサロン運営支援</li> <li>・高校生地域活動支援事業</li> <li>・障害者支援活動事業</li> </ul>
地域住民による子育て活動の推進	○地域全体で子育てを支える意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例の周知・啓発</li> </ul>
	○子どもが様々な人と触れ合う体験学習・学習支援・遊び	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トライやる・ウィーク</li> <li>・にしわきジュニアじんけん教室</li> <li>・みらいえ地域子育て事業</li> </ul>
ふれあいの推進	○あいさつ運動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西脇ハーティネス・メンバーズ運動</li> </ul>
	○協力事業者等との連携による地域全体での見守りを通じたふれあい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしんはーとねっと事業</li> </ul>

## ② 交流のきっかけと場づくり

- 広報紙やホームページ、SNSなどを通じて、地域交流や住民活動等の情報を発信します。
- 高齢者や障害のある人、子育て世代などの多様な人たちが、交流や活動ができる場づくりを支援します。
- まちづくり事業やコミュニティ活動等を通じた、地区における交流の場づくりを支援します。

取組	内容	主な事業
地域情報の発信	○交流のきっかけとなる情報等の提供・発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙の発行</li> <li>・防災行政無線の活用</li> <li>・市ホームページ、SNS、PR映像等による発信</li> </ul>
	○地区発信の広報紙やSNS（フェイスブック等）による情報発信の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自治協議会への支援</li> <li>・地区まちづくり実践補助事業</li> </ul>
高齢者の活動の場づくり	○高齢者の交流や学習の場等への参加支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者大学</li> <li>・いきいきサロン事業</li> </ul>
障害のある人の活動の場の確保	○障害のある人の通いの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者地域活動支援センター</li> </ul>
	○障害者支援施設の運営や開設の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先調達推進事業</li> <li>・授産製品の販売促進</li> <li>・グループホーム等の整備</li> </ul>
親子のふれあいの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域との交流や遊びの場の提供</li> <li>○親子サークル活動への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもプラザ事業</li> <li>・子育て学習センター（おやこ交流教室等）</li> </ul>
子どもの居場所づくり	○こども食堂など地域での居場所づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での居場所づくり支援</li> </ul>
中高校生の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの自主性、社会性、生活技術が育まれるイベントへの参加</li> <li>○趣味や挑戦したいことが見つけられる居場所づくり</li> <li>○中高校生が活躍できるイベントへの参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館事業</li> </ul>
地域における交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区のまちづくり活動を通じた交流の場づくり</li> <li>○コミュニティセンターや隣保館等を利用した地域コミュニティ活動への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自治協議会への支援</li> <li>・地区まちづくり実践補助事業</li> </ul>

## 【地域みなさんに期待すること】

～地域住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど～

- 住民同士のあいさつや子どもたちへの見守り、声掛けを行い、“顔の見える関係づくり”を行う。
- 地域の祭りや伝統行事をきっかけとした交流をはじめ、住民同士の様々な交流の機会を工夫し、活発な交流を進める。
- 幅広い世代の人々や様々な団体がより広く参加できるイベント、地域行事を開催する。
- 高齢者の優れた特技や経験を、若い人や子どもたちへ教えたり見せたり話したりする場をつくる。
- 自治会、老人クラブ、子ども会、PTA、ボランティア活動などで、活発な世代間交流を行う。
- 自治会をはじめ、地域の取組に積極的に参加する。
- 地域の様々な人が気軽に集まれる場や機会づくりの情報発信を進める。
- 地域の活動拠点となる公民館や集会所を活用し、みんなが利用しやすく、気軽に集まれる場をつくる。
- 認定こども園等の施設において、園庭及び交流スペースを開放し、幅広い世代の交流を進める。



**【現状と課題】**

誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりのためには、地域住民の地域活動への参加を促進することで、住民同士が助け合い・支え合う活動につなげていくことが求められます。

団体アンケートの調査結果では、「役員のなり手が無い」、「メンバーが高齢化している」、「後継者が育たない」などが、組織の運営上の困りごととなっていますが、一方で、市民アンケートの調査結果においては、半数近い方が地域活動に参加していると答えており、若い世代のボランティア活動への参加率は低いものの、地域活動への参加は30歳代で5割を超えています。こういった強みを生かして、今後更に地域活動やボランティア活動への参加促進や人材の育成を進めていくことが必要です。

また、障害のある人やひとり暮らし高齢者、引きこもりの人などの、地域から孤立しがちな人等を適切な支援やサービスにつなげていくためには、自治会や地域自治協議会、民生委員・児童委員等の地域における組織やボランティア団体等が、見守り活動や情報共有等を通して連携を深めていく必要があります。

さらには、社会福祉協議会、サービス事業所、相談機関、医療機関などの専門機関が連携を図り、地域課題や生活支援ニーズへの対応につなげるなど、地域全体での福祉のネットワーク化を進めていく必要があります。

**【今後の方向性】**

地域に潜在する人材の発掘や、若い世代を含めて、多様な分野におけるボランティアの育成に努めるとともに、様々な地域課題に対応できる生活支援コーディネーターなどの福祉人材の養成に努めます。

また、組織・団体の立ち上げや活動を支援することで、市民活動の活性化を図ります。

地域の活動者間の情報共有や専門機関相互の連携を図り、地域課題や生活支援ニーズの把握と地域資源のネットワーク化を推進します。

さらに、地域の活動者間の情報共有を行い、地域課題や生活支援ニーズの把握を行うとともに、地域資源のネットワーク化をすすめ、助け合い・支え合いの仕組みづくりにつなげます。

## 【行政が取り組むこと】

### ① 地域福祉を推進するための人づくり

- 民生委員・児童委員に対する研修等を実施し、資質向上を図ります。
- 認知症やうつ病などに関する正しい知識の普及・啓発を通して、支援に関わる人材の養成に努めます。
- 介護予防や健康づくり等に取り組む自主グループを支援し、リーダーの養成や活動の活性化を図ります。
- ボランティア団体の活動内容の情報発信や活動への支援を行い、ボランティア活動への参加促進とその活性化を図ります。
- 地域自治協議会の設立支援やコミュニティビジネスの導入など、地域福祉推進のための新たな仕組みづくりに関する調査・研究を進めます。

取 組	内 容	主な事業
民生委員・児童委員の 資質の向上	○民生委員児童委員連合会の分野別部会 (児童福祉・障害者福祉・高齢者福祉) での研修会	・民生委員・児童委員活 動の支援
人材の発掘・養成	○障害のある人となない人の意思疎通を支 援する人材の養成	・手話通訳者、要約筆記 者等の養成
	○高齢者の簡易な家事援助や話し相手等 の生活支援を行う人材の養成	・生活支援サポーターの 養成
	○介護予防に自主的に取り組むグループ の養成・支援	・介護予防サポーターの 養成 ・おりひめ体操自主グル ープの活動支援
	○健康づくりに自主的に取り組むグルー プの養成・支援	・健幸アンバサダーの養 成
	○認知症に関する正しい知識を持ち、認 知症の人やその家族を支援する人材の 養成	・認知症サポーターの養 成
	○自殺の危険を示すサインに気付き、声 を掛け、話を聞いて必要な支援につな げ見守る人材の養成	・ゲートキーパーの養成
	○地区まちづくりを通じた地域福祉活動 を担う人材の発掘・養成	・地域でのふれあい、助 け合い体制の推進

取 組	内 容	主な事業
ボランティア活動への参加促進	○ボランティア活動の啓発（社協だより） ○交流の場の確保	・社会福祉協議会への支援 ・いきいきふれ愛まつりの開催支援
ボランティア人材の育成	○各種ボランティアの育成	・手話奉仕員 ・子育て支援ボランティア ・給食ボランティア ・調理ボランティア 等
ボランティア活動への支援	○ボランティア団体の活動啓発 ○録音機、点字器などの資機材の提供 ○既存施設を活用したボランティアグループ等の活動拠点の確保 ○ボランティア団体の相互交流・情報交換の機会の創出	・社会福祉協議会への支援
	○NPOの相互交流・情報交換の機会の充実	・中間支援事業
新たな仕組みづくり	○地域自治協議会の設立支援やコミュニティビジネスの導入など新しい仕組みづくり	・地域自治協議会への支援 ・地区まちづくり実践補助事業 ・中間支援事業

## ② 市民活動への支援

- 活動団体の設立、運営等に関するサポートや活動についての情報提供、活動資金の補助など、市民活動の活性化に向けた支援を行います。

取 組	内 容	主な事業
活動への財政的支援	○ボランティア団体やNPOなどの活動団体の広く公益的な事業に対する資金補助	・市民提案型まちづくり事業
コーディネート機能の充実	○活動団体の連携に関するコーディネート ○活動団体の設立、運営に関する支援等のサポート	・中間支援事業
活動推進に係る情報提供	○活動の推進に関する補助制度の情報提供	・中間支援事業

### ③ 地域福祉のネットワークづくり

- 民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者などに対する見守りや声掛けなどを支援するとともに、生活全般を支援する小地域ネットワーク活動を支援します。
- 市、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等各地区で地域福祉に関わる人が集まり、情報共有、連携、住民同士の支え合い活動を協議する場（第2層協議体）の設置を推進し、生活支援サービスの提供体制の構築に向けて取り組みます。
- 地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた組織化と活動の支援を行います。また、市内8地区の全地区における第2期まちづくり計画の策定を目指します。

取組	内容	主な事業
見守りや声掛けなど小地域ネットワーク活動の推進	○高齢者、障害のある人等で緊急時や災害時に援護が必要な方の情報を示した福祉票の作成	・ 民生委員・児童委員活動の支援
	○高齢者、障害のある人、子どもを地域全体で見守る体制の推進	・ あんしんはーとねっと事業
	○ひとり暮らし高齢者等宅配業者と連携した見守り活動の支援	・ 高齢者見守りサポート事業
	○小地域ネットワーク活動の支援・促進	・ いきいきサロン事業 ・ 生活支援サポーター活動支援事業
包括的な地域ケア体制の推進	○地域の高齢者に係る課題対応に向けた西脇市多可郡医師会、介護支援専門員協会、民生委員児童委員連合会、自治会等の地域の様々な関係機関との連携・協議	・ 地域ケア会議
社会福祉法人のネットワーク化	○社会福祉法人による公益的な活動の企画、検討の実施	・ 西脇市社会福祉法人連絡協議会への支援
地区まちづくりの支援・推進	○各地区で地域福祉に関わる人が集まり情報共有、連携、住民同士の支え合い活動を協議する場（第2層協議体）の実施	・ 生活支援体制整備事業
	○地区まちづくり計画の実践活動の推進	・ 地域自治協議会への支援 ・ 地区まちづくり実践補助事業
	○地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた活動の推進に向けた地区の組織づくり（まちづくり協議会等における福祉部会の設置等）	・ 地域自治協議会への支援 ・ 地区まちづくり実践補助事業



## 【地域みなさんに期待すること】

～地域住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど～

- 日頃の声掛けや見守り活動から、地域の生活課題の早期発見につなげる。
- 地域に住む一員として、日頃から地域にどんな課題があり、身近でどんな人が困っているのか等関心を持つ。
- 地域の中で、自分ができるところから行動するよう心掛ける。
- 地域の高齢者、障害のある人や子どもの小さな異変にも気付くよう心掛ける。
- 地域でひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障害のある人の生活の手助けを行う。
- 認知症・ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の見守りに参加する。
- 地域における支え合いの大切さについて関心、理解を高め、近所同士の身近な支え合いやボランティア活動、講座等に参加、協力する。
- ボランティア活動などを紹介するパンフレット等を作成し、仲間の拡大に努める。
- 孤立しがちな高齢者や障害のある人の閉じこもりを防止するため、地域のサロン活動や生きがい活動、交流活動等を実施する。
- 子育てに悩む親が孤立しないよう、温かく見守る。
- 福祉ニーズの発見、把握を行い、地域での支え合い活動につなげる。



### 施策3 人権意識・福祉意識の醸成

#### 【現状と課題】

本市では、誰もが社会の中で幸せに生きていくために、人権を尊重し合い、地域で互いを認め合い、安心して生活が送れるよう、市内各地区での講演会等の人権啓発活動を通して、人権意識の醸成を図っています。

地域福祉を進める上で、一人ひとりの人権が尊重され、尊厳を持つかけがえのない存在としてお互いが認め合うことが重要です。

また、子どもたちが健やかに成長していくためには、「人権の尊重」や「福祉のこころ」を育むことが大切であり、そのためには、学校園における交流や体験を通じた人権及び福祉学習等の取組が重要となっています。

併せて、地域で気軽に学べる機会を創出することにより、地域における人権及び福祉活動の広がりにつながることを期待されます。

一方で、講座等への参加者が、高齢化、固定化している傾向が見られるとともに、子育て世代や若年層の参加率が低く、講座等の活性化が課題となっています。

人権意識や福祉意識を育むには、子どもから大人まで、地域の全ての人が日頃から関心を持ち、活動に参加しようとするのが大切です。

今後も、行政と関係機関及び団体等が連携して、子どもから大人まで、生涯にわたる学習の機会を充実し、人権や福祉の意識づくりを進めていくことが望まれています。

#### 【今後の方向性】

生涯を通じて人権や福祉の心を育めるよう、関係機関や団体との連携のもと、学校園、家庭、地域や職場での学習活動を通じた人権・福祉教育の普及を目指していきます。

学校園では、体験を通じた福祉教育の取組を進めるほか、社会福祉協議会などと連携した福祉学習等に対して支援していきます。

また、人権に関する各種事業の実施に加えて、各種講座等の中に福祉活動やボランティア活動等を取り入れるなど、福祉活動への理解と参加を推進していきます。

## 【行政が取り組むこと】

### ① 人権意識・福祉意識の啓発

- 広報紙やホームページ、パンフレットなどによる広報・啓発活動を充実し、人権意識や福祉意識の醸成に努めます。
- 人権や生活課題について学ぶことができるよう、研修会の実施など学習機会の提供を図ります。
- 園児・児童・生徒が、福祉事業所や福祉施設に従事する人とふれあう機会を持つことなどにより、福祉教育を推進します。
- 行政・教育関係者の人権意識や福祉意識の理解を深めるとともに、企業に対する啓発にも努めます。
- 認知症に対する正しい知識の普及に努めます。
- 障害に対する理解を深め、不当な差別を解消し、合理的配慮の普及・啓発を図ります。
- 子どもの有する人権を守り、尊重する取組の推進に努めます。

取 組	内 容	主な事業
人権に関する啓発	○人権意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報にしわき「心のスケッチ」コラム</li> <li>・人権教育啓発資料の配布</li> </ul>
	○人権意識を学ぶ場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権文化をすすめる市民運動（講演会・人権作文・標語）及び研究大会運営支援</li> <li>・男女共同参画セミナー</li> <li>・青い鳥学級（視覚障害者）</li> <li>・くすのき学級（聴覚障害者）</li> </ul>
学校園における人権・福祉教育の推進	○徳育や福祉に関する学習活動、体験・交流活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・にしわきジュニアじんけん教室</li> </ul>
	○社会福祉協議会、民生委員・児童委員、サービス事業者などと連携した福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉教育</li> </ul>
	○多文化共生教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども多文化共生サポーターの派遣</li> </ul>
企業等における人権・福祉教育の推進	○企業や行政・教育関係者に対する研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種人権研修</li> </ul>

取組	内容	主な事業
認知症の人に対する理解の促進	○認知症に対する知識の普及	・認知症サポーター養成講座
障害を理由とする差別の解消の推進	○障害についての理解の促進	・障害者差別解消シンポジウムの開催
	○行政、事業所における合理的配慮	・西脇市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領の推進
子どもの人権を尊重する取組の推進	○子どもや保護者の人権意識の高揚 (虐待やいじめ等の防止)	・西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例の周知・啓発 ・学校園における人権教育 ・子育て応援ステーション『はびいく』、子ども家庭総合支援拠点等による切れ目のない子育て支援
講座・研修等の実施	○人権学習・男女共同参画推進等の人権や福祉に関する研修会・講演会の開催 ○福祉サービスや保険制度・介護予防等の出前講座の実施による普及・啓発	・人権住民学習会、各地区での研修会 ・男女共同参画啓発事業 ・いきいきサロンでの各種制度の周知

### 【地域みなさんに期待すること】

～地域住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど～

- 一人ひとりが自分のこととして、社会における人権問題に関心を持ち、人権尊重の理念を理解するよう努める。
- 人権教育の機会を通じて、地域における様々な差別の実態を意識・認識し、どうすれば解決できるかを家族、友人・知人、地域の人などと話し合う。
- サービス事業者や福祉関係団体、ボランティア団体等は、積極的に人権学習に取り組み、人権・福祉に関する理解を深める。
- 社会福祉協議会など福祉関係団体は、行政との連携・協力のもと、学校園や地域における福祉教育を推進するとともに、様々な交流や体験を通じた福祉学習の機会を提供し、子どもたちへの福祉や人権に関する意識づくりに努める。
- 認知症に関する正しい知識を身に付ける。
- 障害のある人に対する理解を深め、合理的配慮を行う。
- 子どもの人権を尊重し、健やかに育つ環境づくりに努める。
- 差別や偏見のない、思いやりのある地域社会を目指し、「心のバリアフリー」に関する取組を継続的に進める。

## 【基本方向 1 成果指標】

○計画策定年度に把握した数値を基準値として、計画の終期である令和7（2025）年度における目標数値を示しています。

指標名（基本方向）	基準値 （平成30年度）	目標値 （令和7年度）
地域住民がともに支え合い、助け合って暮らしていると感じる市民の割合	56.2%	62%

指標名（施策）	基準値 （平成30年度）	目標値 （令和7年度）
ふれあい交流事業 実施回数	4回	5回
いきいきサロン 箇所数	61箇所	70箇所
生活支援体制整備事業 実施地区数	2地区	8地区
福祉教育 延べ実施回数	124回	140回



## 基本方向 2 相談でき解決できる仕組みづくり

### 施策 1 情報提供体制の充実

#### 【現状と課題】

複雑化・多様化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化や情報提供の充実などが求められます。

本市では、制度やサービスに関する必要な情報がわかりやすく提供されるよう、市の広報紙やホームページに併せて「高齢者べんり帳」「障害者福祉のしおり」「子育て支援ガイドブック」を定期的に配布するなど、情報提供に努めています。しかし、市民アンケートの調査結果においては、約4割の人が、福祉サービスを安心して利用するために、「サービスの情報提供の充実や体制の整備」が必要としています。

今後、支援を必要とする人が必要なサービスを受けられるように、関係機関が連携し、多様な媒体や機会を通じた福祉制度・サービス内容の具体的な情報提供の方法について検討することが必要となっています。

#### 【今後の方向性】

行政をはじめ、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域包括支援センターや障害者相談支援センターなど関係機関が連携し、多様な機会や媒体を用いて、情報提供の充実を図ります。

また、情報入手に困難さを抱える人に配慮した情報提供に努めます。

## 【行政が取り組むこと】

### ① 情報提供体制の充実

- 利用者が主体的にサービスを選ぶことができるよう、介護保険制度や障害福祉サービス、また子育て支援などの分野別パンフレット等を作成し、わかりやすい情報提供に努めます。
- 広報紙・ホームページなど多様な媒体を用いた情報提供を図ります。
- 関係機関とも連携しながら、相談窓口や研修会の場など、様々な機会を通じた情報提供に努めます。
- 高齢者や障害のある人、外国籍の人など情報入手に困難さを抱える人に配慮した情報提供に努めます。

取組	内容	主な事業
情報提供体制の充実	○パンフレット等を用いた各種制度やサービス内容の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者べんり帳</li> <li>・障害者福祉のしおり</li> <li>・子育て支援ガイドブック</li> </ul>
	○多様な媒体を用いた情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙やホームページへの情報掲載</li> </ul>
	○行事や研修会など様々な機会をとらえた情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口や各事業所のパンフレット等の配布</li> </ul>
情報入手に困難さを抱える人への配慮	○視覚や聴覚に障害がある人への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・声の広報活動支援事業</li> <li>・ホームページ音声読み上げソフトの活用</li> <li>・点訳による情報の提供</li> <li>・手話通訳者等派遣事業</li> </ul>
	○広報資料作成、発行時の文字の大きさ、文章表現、レイアウト等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルフォントの活用</li> </ul>
	○外国語による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ多言語翻訳機能の活用</li> <li>・外国語通訳機能の導入検討</li> </ul>

## 【地域のみなさんに期待すること】

～地域住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど～

- 必要なサービスを主体的に選択するため、日頃から保健・福祉・医療の制度やサービスについて、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて情報収集し、理解を深めるよう意識する。
- 必要な情報が得られないときは、関係機関や行政に積極的に相談する。
- 地域活動等を通して、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の相談窓口の周知をする。

**【現状と課題】**

本市では、地域住民の様々な不安や悩みに対応するため、行政や関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などによる相談支援事業を行っています。

市民アンケートの調査結果では、約6割の人が、福祉サービスを安心して利用するために、「サービスを適切に選んで利用できるよう支援する相談窓口の充実」が必要としています。

少子高齢化、核家族化の進行や価値観の多様化などに伴い、必要とされる福祉サービスも複雑化・多様化しており、今後は、支援を必要とする人に対して、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない適切な支援を提供できるよう、関係機関、団体及び事業者等と連携し、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりや各種専門相談機関の充実を図る必要があります。

また、子育ての悩みや介護疲れ等に伴う、子どもや高齢者、障害のある人に対する虐待やDVが問題となっています。本市では、各種イベント時に啓発グッズ等を配布し、虐待防止の意識を高めるとともに、相談窓口についても周知しています。また、虐待の早期発見のためのマニュアルを作成し、高齢者及び障害者虐待対策ケース会議や要保護児童対策地域協議会等の開催により、適切な支援を早期に検討する体制を整備し、虐待防止に努めています。

今後も、全ての子ども、高齢者、障害のある人が安心して生活できるよう、地域住民や専門機関が連携を深め、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことが必要です。

**【今後の方向性】**

地域で生活を営む上で困ったことがあれば、一人で悩まず、相談窓口で相談できる体制を整備することが重要となっています。特に、引きこもりや高齢者のみの世帯など社会的に孤立しやすい人は、問題や困りごとを抱えていても、相談窓口の利用につながらないことが多いため、より相談しやすい体制を目指します。

また、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉の個別分野ごとの相談支援体制の充実を図るとともに、分野横断的な相談支援体制の構築を図り、包括的な支援体制の構築につなげます。

全ての子ども、高齢者、障害のある人が安心して生活できるよう、警察や医療機関などの専門機関が連携を深め、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。



## 【行政が取り組むこと】

### ① 行政・関係機関における相談支援体制の充実

- 高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉等に関わる福祉問題について、個別分野ごとの相談支援体制の充実を図ります。
- 各種専門機関や民生委員・児童委員、福祉サービス事業所など、様々な関係機関との連携を図り、相談支援体制の充実を図ります。

取 組	内 容	主な事業
個別分野ごとの相談支援体制の充実	○高齢者の相談	・地域包括支援センターや在宅介護支援センターによる相談
	○障害のある人の相談	・障害者相談支援センターによる相談
	○子ども及び子育て家庭に関する相談	・家庭児童相談員や母子・父子自立支援員による相談 ・子育て応援ステーション『はぴいく』（子育て応援ライフプラン事業） ・子育てコンシェルジュによる相談 など
	○その他各種相談	・DV相談 ・消費生活相談 など
庁内相談窓口の連携	○庁内担当課間の制度の共有連携	・子育て応援ステーション『はぴいく』連絡会 ・庁内担当者連携会議

### ② 相談機関による連携

- 分野横断的な福祉ニーズについては、関係課によるケース検討会議を開催するなど、福祉部局における連携を図るとともに、保健、医療等の他の分野との連携に努めます。
- 虐待を受けている子ども、高齢者、障害のある人の早期発見に努めるとともに、適切な保護、その家族等関係者に対する支援を図るため、福祉、保健、医療等関係者、消防、警察等による連携を図ります。

取組	内容	主な事業
複合的な課題を抱える世帯への支援	○高齢者と障害のある人の複合世帯や8050問題などを抱える世帯の支援に向けた連携	・ケース検討会議
福祉、保健、医療等の横断的な連携	○福祉、保健、医療等に関する専門的な相談機関との連携	・ケース検討会議
		・在宅医療・介護連携推進協議会運営支援
虐待対策に向けた連携	○民生委員・児童委員や関係機関等との連携による子どもや高齢者、障害のある人などへの虐待を未然防止・早期発見するための啓発や連携	・児童虐待防止（オレンジリボン）運動 ・あんしんはーとねっと事業
	○虐待等対策事業	・要保護児童対策地域協議会 ・コアメンバー会議 ・子ども家庭総合支援拠点の運営 ・家庭児童相談員等設置事業

### ③ 地域における相談支援体制づくり

- 社会福祉協議会が実施する心配ごと相談や民生委員・児童委員の相談活動など、地域における相談支援活動を支援し、生活課題やニーズの把握と適切なサービス利用へつなげる仕組みづくりを進めます。
- 専門機関と連携し、地域住民が抱える生活課題やニーズに応じた適切な相談支援や福祉サービスにつなげます。

取組	内容	主な事業
地域の相談員活動の推進	○心配ごと相談事業の充実	・心配ごと相談事業
	○民生委員・児童委員や各種相談員による訪問・相談、要援護者の状況把握や安否確認・対応	・民生委員・児童委員活動の支援 ・身体障害者相談事業 ・知的障害者相談事業
専門機関と連携した地域課題の把握と対応	○相談支援事業所、地域包括支援センター、医療機関、県（健康福祉事務所・警察・こども家庭センター）など個別ケースに対応した調整・連携	・地域ケア会議推進事業

## 【地域のみなさんに期待すること】

～地域住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど～

- 地域で生活を営む上で困ったことがあれば、一人で悩まずに、気軽に相談窓口などを利用するよう心掛ける。
- 近隣の人との日常的な付き合いを通じて、支援が必要と感じた場合は、必要に応じて民生委員・児童委員や地域の相談窓口、行政などに相談する。
- 住民同士が顔見知りになり、身近な相談窓口などの情報を共有する。
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体などが連携・協力し、地域における身近な相談支援体制づくりを進める。
- 地域住民に様々な福祉情報を提供し、各種相談窓口の周知と利用を呼び掛ける。
- 高齢者、障害のある人、子どもへの虐待や配偶者への暴力を発見した際は、すぐに関係機関につなぐ。
- 児童福祉施設、福祉サービス事業所や病院等、虐待を発見しやすい関係機関は、早期発見に努める。
- 民生委員・児童委員や自治会、福祉施設などが連携し、複雑化・多様化する地域での相談ごとに対応する。



### 施策3 サービス利用の仕組みづくり

#### 【現状と課題】

高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者などをはじめ地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたります。

市民アンケートの調査結果では、福祉サービスの利用に関して、6割を超える人が満足と回答されています。一方、不満と回答した人については、「費用負担」に次いで、「利用手続きが面倒」、「どんなサービスがあるのか、わからない」、「サービスの提供者や内容等」に不満や心配を抱く人の割合が高くなっています。また、少ないものの、「親戚や近所の人など周囲の反応が気になる」とした人もいます。

今後、福祉サービスの利用に関する満足度を高めていくためには、わかりやすい情報提供や利用手続等に当たっての支援を充実するとともに、良質なサービス提供に努めるなどして、福祉サービスのより利用しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

#### 【今後の方向性】

福祉ニーズに応じた良質なサービスの安定的な提供に努めるとともに、その提供に当たっては、サービスの仕組みや内容等に関するわかりやすい情報提供や利用手続等に関する相談体制等の充実に努めます。

また、サービス利用における権利擁護など、安心して利用できる環境づくりに努めます。

## 【行政が取り組むこと】

### ① サービス提供体制の充実と質の向上

- 高齢者安心プラン、障害者基本計画・障害福祉計画（障害児福祉計画）、子ども・子育て支援事業計画などの個別計画に基づき、安定したサービス提供に努めます。
- 情報提供や相談体制の充実を図り、利用しやすい環境づくりを推進します。
- サービス事業所に対する適切な指導・監査等を実施し、安心して利用できる環境づくりに努めます。
- 医師会や介護事業者等との連携を図り、在宅でのサービスの利用環境の充実に努めます。

取 組	内 容	主な事業
安定したサービス提供体制の確保	○高齢者安心プラン、障害者基本計画・障害福祉計画(障害児福祉計画)、子ども・子育て支援事業計画等に基づく在宅福祉サービス等の提供	・各計画に基づく各種事業
	○西脇市多可郡医師会と連携した医療従事者と介護従事者をはじめとした多職種協働による在宅医療の推進	・在宅医療・介護連携支援センターの運営 ・多職種連携研修の開催支援 ・在宅医療・介護連携推進協議会の運営
利用しやすい情報提供と相談支援の充実	○パンフレット等を用いた各種制度やサービス内容の情報提供	・高齢者べんり帳など分野別パンフレットの配布
	○市役所窓口や相談支援機関等による利用手続等への支援	・民生委員・児童委員による支援 ・相談支援機関等による支援
サービス提供の適正化と質の向上	○福祉サービスの情報開示と第三者評価等の促進	・介護給付費等費用適正化事業 ・ケアプラン点検 ・事業者に対する第三者評価の周知
	○県との合同監査、実地指導	・事業所の指導・監督

## ② サービス利用者の権利擁護

- 民生委員・児童委員やサービス事業所など関係機関との連携を強化し、子どもや高齢者、障害のある人などへの虐待の未然防止・早期発見に向けた体制を強化します。

取組	内容	主な事業
虐待防止体制の強化	○民生委員・児童委員やサービス事業所など関係機関との連携による子どもや高齢者、障害のある人などへの虐待を未然防止・早期発見するための体制の強化	・要保護児童対策地域協議会による連携の強化 ・子ども家庭総合支援拠点の運営 ・家庭児童相談員等設置事業 ・事業所等の虐待防止啓発研修 ・関係機関とも連携したコアメンバー会議等

### 【地域みなさんに期待すること】

～地域住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど～

- 日頃から保健福祉に関する制度やサービスについての理解を深め、家庭や地域において、サービス利用者が気兼ねなく福祉サービスを受けられる地域づくりに努める。
- 福祉に関する制度や法律、福祉サービス等についての地域における学習の場をつくる。
- 福祉サービスを提供する事業者や福祉活動に取り組む個人・団体は、サービス利用者の個人情報（プライバシー）の保護について配慮に努める。
- サービス事業者は、実施している各種福祉サービスにおいて、利用者の立場に立った、質の高いサービスの提供に努める。また、利用者からの苦情や要望を聴き、改善していく環境をつくる。

**■ 西脇市成年後見制度利用促進基本計画 ■****【計画の背景】**

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 28（2016）年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を施行し、これまでの取組に加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図るとしています。また、利用促進法において、県や市町村に対して、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

本市では、生活に密接に関わる成年後見制度についての施策を進めるため、本計画と西脇市成年後見利用促進基本計画を一体的に策定し、取り組むものです。

**【成年後見制度の趣旨】**

成年後見制度とは、認知症高齢者や障害のある人など、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身の回りの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭うおそれもあります。このような判断能力が十分でない人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

本市では、啓発パンフレットの配布等により、制度及び事業の普及・啓発に努めていますが、市民アンケート調査結果では、「成年後見制度」の認知度、「市民後見人」への関心は低い状況となっています。

しかし、市内には多くの高齢者や障害のある人が生活されており、今後も、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されます。

成年後見制度は、こうした人々の権利と利益を守る上で重要なものであり、制度の更なる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。

## 【基本目標】

### 基本目標 1 利用者に寄り添った制度の運用を進めます

権利侵害からの保護、生活上の基本的ニーズの充足だけでなく、本人らしい生活等ができるよう、本人の意思を十分尊重するための意思決定支援を大前提とした上で、財産管理や身上保護を中心とした成年後見制度の運用を進めます。

### 基本目標 2 地域連携ネットワークづくりと担い手の育成に努めます

地域連携ネットワークの構築によって、保健・医療・福祉・司法を含めた連携の仕組みを構築し、制度の広報から利用の相談、マッチング、後見人支援等まで、幅広い支援に努めます。

また、権利擁護支援・制度利用促進機能の強化に向けて、相談機能をはじめ、情報連携の核となる中核機関の設置を検討します。

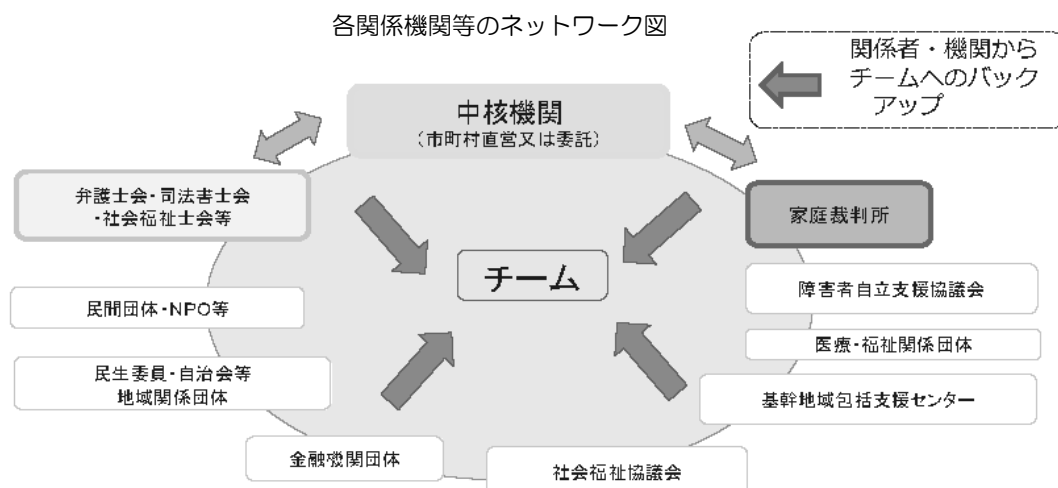
併せて、認知症や障害特性を理解した上で支援を行える担い手として、市民後見人の育成に努めます。

### 基本目標 3 制度の利用を促進するための周知・啓発を行い、安心して利用できる環境整備に努めます

制度の理解を図るための周知・啓発を行い、制度の利用促進を図ります。

また、各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。

後見人の役割の認識不足などから不正事案が生じたりすることがないように、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めていきます。



資料：市町村 成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（厚生労働省）



## 【行政が取り組むこと】

### ① 利用者に寄り添った制度の運用

- 自ら意思を決定することに困難を抱える方が、日常生活のあらゆる場面で本人の意思が尊重されるよう、意思決定支援の重要性の啓発に努めます。
- 日常生活自立支援事業及び成年後見制度利用支援事業の制度の周知に努め、地域での生活が継続できるよう支援します。

取 組	内 容	主な事業
意思決定支援の徹底	○「本人の意思決定を最優先する」ことの周知啓発	・意思決定推進事業
制度の運用	○福祉サービスの利用手続や金銭管理の援助等の支援	・日常生活自立支援事業
	○市長による成年後見の申立て ○申立て費用及び後見人への報酬費用の助成	・成年後見制度利用支援事業

### ② 地域連携ネットワークづくりと担い手育成

- 地域において、権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につながるような、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行います。
- 認知症や障害特性を理解した上で支援を行える担い手の育成が必要であることから、市民後見人の養成を進めます。

取 組	内 容	主な事業
地域連携ネットワークづくり	○地域住民等とともに行政、司法、民間等が一体的に連携・協力し支援を行う支援システムの構築	・地域連携ネットワークの構築
	○中核機関の設置 相談機能及び情報連携の核となる機関の設置	・権利擁護センターの設置

取 組	内 容	主な事業
担い手の育成	○市民後見人の養成	・市民後見人養成講座

### ③ 制度の周知・啓発及び安心して利用できる環境整備

- 制度の理解を図るために、多様な広報媒体等を活用して、情報発信を行います。
- 制度に対する意識を高めるための地域住民向け講演会及び専門職向けの研修を実施します。
- 各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。
- 後見人の役割の認識不足などから不正事案が生じたりすることがないように、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めていきます。

取 組	内 容	主な事業
周知・啓発	○権利擁護に関する情報発信	・市広報紙や社協だより等の多様な広報媒体等を活用した情報発信
	○権利擁護に関する意識啓発	・地域住民や専門職等を対象とした講演会や研修の実施
早期把握・早期支援	○相談窓口の設置	・権利擁護センターの設置
チーム体制による支援	○後見人、サービス提供事業者、福祉専門職、民生委員・児童委員等の被後見人を支援する人等で構成されたチーム体制による支援	・後見人及び地域連携ネットワーク等によるチーム支援

#### 【地域のみなさんに期待すること】

～地域住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど～

- 民生委員・児童委員やボランティアなどは、各種福祉サービスや意思決定支援、成年後見制度、日常生活自立支援事業についての知識を深める。
- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を発見したときは、速やかに相談する。

## 施策5 生活に課題を抱えた人への支援体制の強化

### 【現状と課題】

家族のつながりや地域コミュニティが希薄化する中、社会的に孤立し、日常生活に不安を抱えている人が増えています。また、障害のある子の親が要介護者となる世帯、引きこもりなどの長期化による8050問題や介護と育児を同時に行うダブルケア問題を抱える世帯など、複合的な課題を抱えるケースも増えています。

福祉制度の狭間にいる人や福祉サービスの対象とならない人等が地域の中には存在しており、そういう人たちの抱える課題やニーズを受け止め、対応していく必要があります。

また、犯罪被害に遭われた人やそのご家族が平穏な生活を取り戻すまでの間、必要な支援が受けられるようサポートする必要があります。

併せて、犯罪や非行をした人が社会に戻った後、過ちを繰り返すことなく、再び社会を構成する一員となるように支援していくことも、大切な取組です。

このように、生活に課題を抱えている人については、分野を超えた支援策を検討していくことが求められるとともに、地域の民生委員・児童委員、地域等と連携し、日頃の見守り活動や災害時での支援体制等の活動の中からその人を把握し、支援につなげていくことが必要です。

### 【今後の方向性】

相談窓口の連携や機能の充実により、生活に課題を抱える人の早期発見・早期支援に努めます。また、生活困窮をはじめとした複雑化・多様化する生活課題に対応するため、相談支援機関の連携や適切な支援を共有する会議等を開催するなど、分野横断的な連携による課題解決に向けた仕組みを構築します。

## 【行政が取り組むこと】

### ① 相談窓口の連携による支援

- 生活困窮者をはじめとする生活に課題を抱えた人等については、庁内の相談窓口の連携により、早期に把握し、早期支援につなげます。

取 組	内 容	主な事業
庁内相談窓口の連携	○庁内相談窓口の連携による生活に課題を抱えた人の早期把握・早期支援	・ 庁内担当者連携会議の充実

### ② 生活困窮者等への支援

- 生活困窮者の生活課題の解決に向けて、本人の状況に応じた支援を行います。
- 犯罪被害者等に対する支援金の支給や家事援助を行う者の派遣等の日常生活に対する支援を行います。
- 過ちを犯した人の立ち直りについての理解を促し、社会的な自立支援を行います。

取 組	内 容	主な事業
生活困窮者自立支援制度の推進	○生活困窮者の生活課題の解決に向けた本人の状況に応じた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立相談支援事業</li> <li>・ 就労自立促進支援事業</li> <li>・ 住居確保給付金の支給</li> <li>・ 就労準備支援事業</li> <li>・ 一時生活支援事業</li> <li>・ 家計改善支援事業</li> </ul>
社会的な自立支援	○犯罪被害者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援金の支給</li> <li>・ 日常生活の支援</li> </ul>
	○犯罪や非行からの立ち直り等更生保護への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会を明るくする運動の推進</li> <li>・ 更生保護サポートセンターの設置支援</li> </ul>

### ③ 多機関連携会議の運営

- 施策分野ごとの相談支援機関や社会福祉協議会、福祉関係団体等と問題を共有し、連携して支援を行うことで、複雑化・多様化する課題等に対応し、解決につなげます。

取 組	内 容	主な事業
多機関の連携による包括的な支援	○施策分野ごとの相談支援機関等、行政機関、社会福祉協議会、福祉関係団体等の連携会議	・多機関連携会議の運営

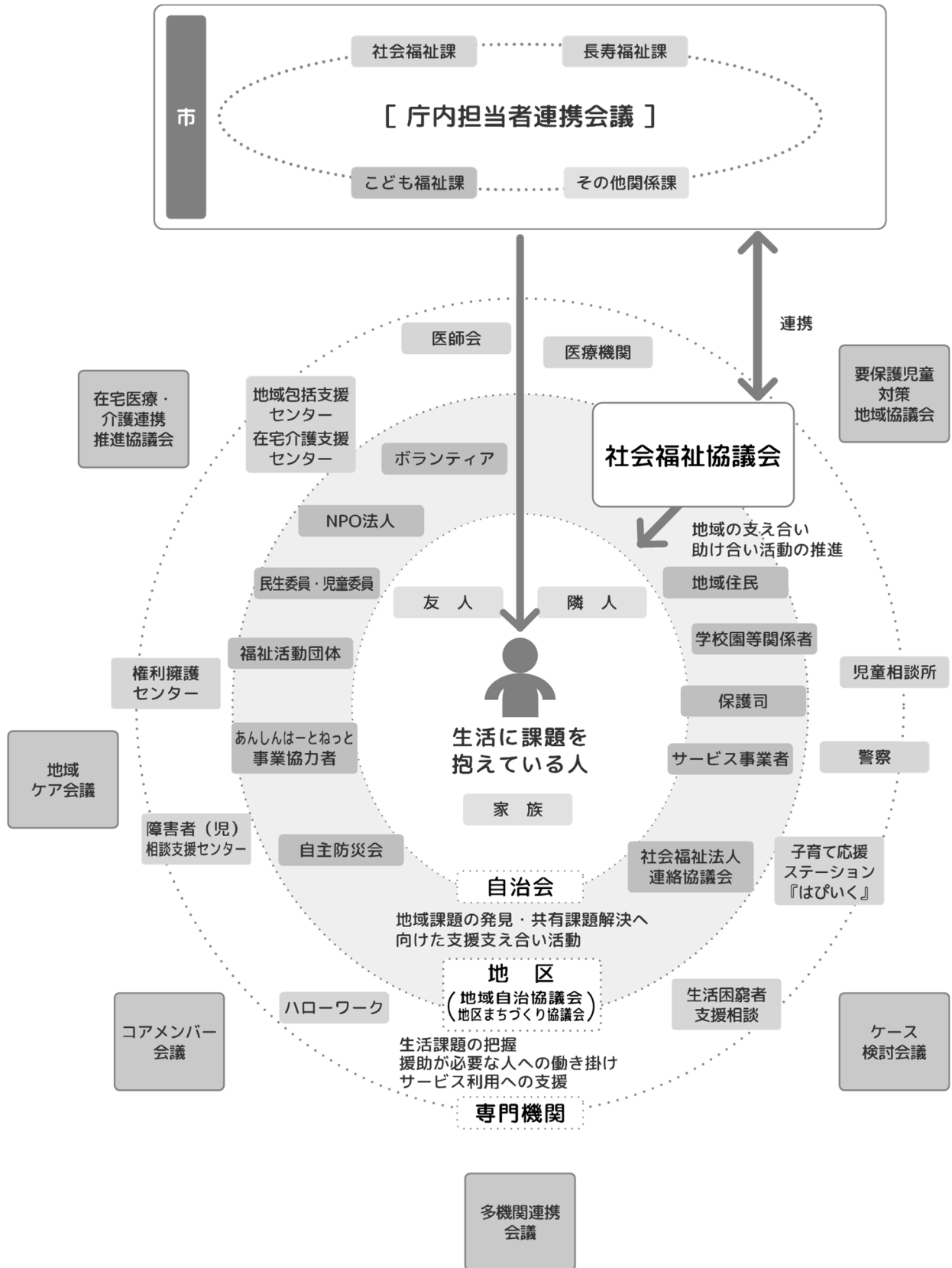
#### 【地域みなさんに期待すること】

～地域住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど～

- 生活に課題を抱えている人を、地域の見守り活動や災害時での支援体制等の活動により、把握し、行政や社会福祉協議会等につなぐ。
- お互いに顔見知りになり、日頃から支援が必要な人を把握できるようにする。



包括的な相談支援体制のイメージ



## 【基本方向2 成果指標】

○計画策定年度に把握した数値を基準値として、計画の終期である令和7（2025）年度における 目標数値を示しています。

指標名（基本方向）	基準値 （平成30年度）	目標値 （令和7年度）
福祉サービスを安心して利用するために「サービスの情報提供の充実や体制の整備」が必要と思う市民の割合	41.8%	35%
福祉サービスを安心して利用するために「サービスを適切に選んで利用できるよう支援する相談窓口の充実」が必要と思う市民の割合	57.4%	50%

指標名（施策）	基準値 （平成30年度）	目標値 （令和7年度）
相談相手・場所がないと回答する保護者の割合	4.3%	3.5%
高齢者が安心して暮らすことができると感じる市民の割合	39.7%	45%
障害のある人もない人も、互いに理解し、尊重し合っていると感じる市民の割合	36.0%	40%
社会保障制度の手続・相談の窓口を知っている市民の割合	62.8%	70%
福祉サービスの利用に関して、不満、心配を感じる市民の割合※	5.6%	0.0%
権利擁護センターの設置	0箇所	1箇所
自立支援件数	38件 (H28)	42件

※福祉サービス利用者

## 基本方向3 安心につながる環境づくり

### 施策1 防災・防犯のまちづくり

重点

#### 【現状と課題】

地震や台風、局地的な集中豪雨など自然災害の発生による被害拡大が懸念される中で、防災・減災への機運は高まっており、市民アンケートの調査結果においては、「防犯・交通安全・防災体制の充実」が望まれると回答する割合が、前回調査から6ポイント増え、約3割となっています。

災害時要援護者の安全確保も非常に大きな課題となっており、要援護者の適切な把握と情報共有をもとに、支援を必要とする人たちへの具体的な支援体制の整備を図る必要があります。

本市では、自主防災会の防災体制の一員として、民生委員・児童委員を位置付け、要援護者支援班を新たに設けた地区防災計画の作成を呼び掛けているところです。

また、地域住民による防犯グループなどの活動が行われるとともに、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの養成を行っていますが、今後も、防災・防犯活動に参加する地域住民を増やす必要があります。

#### 【今後の方向性】

住み慣れた家庭や地域の中で、安心して暮らせるよう、地域ぐるみで、災害時要援護者の安全確保と防災・防犯体制の充実を図り、みんなで助け合う体制を整えていきます。

特に、災害発生のおそれが高まったときに、災害時要援護者の避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するため、地域での声掛けや避難方法などについて、本人やその家族等とともに、個々に対応する支援者や必要事項等を示した個別支援計画の作成を推進しています。また、災害ボランティアの養成に努めるとともに、防災訓練や防災講演会等を実施し、防災意識の向上を図ります。

防犯対策については、見守り活動等の地域の活動団体、警察等との連携を強化し、安心して暮らせる環境づくりにつなげていきます。



## 【行政が取り組むこと】

### ① 防災対策の推進

- 災害などの緊急時に備え、避難場所や災害時の助け合いについての周知・啓発を行います。
- 地区防災計画の策定を支援するとともに、自主防災会の組織強化やその活動を支援することで、地域による防災体制の構築を推進します。
- 個別支援計画の作成を支援するとともに、計画が有効に機能するように、民生委員・児童委員、自治会、自主防災会による連携を進めます。
- 防災行政無線の更新等、防災情報の確実な伝達のための機能強化を図ります。

取 組	内 容	主な事業
避難場所等の周知・啓発	○避難場所や災害時における助け合いの周知・啓発	・総合防災訓練 ・防災講演会
自主防災会の支援	○自主防災会の組織強化の推進	・地区防災計画の策定支援
	○自主防災会活動の支援	・防災訓練等の実施支援
避難支援体制の構築	○災害時要援護者の状況に応じた個別支援計画の作成	・要援護者名簿の整備・更新支援 ・災害時要援護者個別支援計画作成支援事業
危機管理体制の強化	○災害などの緊急時における迅速かつ的確な情報の伝達手段の確保	・防災行政無線の更新

### ② 災害発生時の被災者の支援

- 災害発生後、高齢者をはじめとする被災者が、自宅や避難場所などで心身の健康を損なわないよう健康支援施策を実施します。
- 社会福祉協議会をはじめ社会福祉法人等との連携のもと、災害時のボランティアセンターの設置などの支援を行います。
- 災害時相互応援協定に基づき、西脇市多可郡医師会等と連携し、災害時の応急医療及び救護活動等を行います。

取組	内容	主な事業
被災者の健康支援	○避難場所等での被災者に対する健康管理等	・避難所の巡回相談等
	○避難所環境の整備	・避難所運営の充実
社会福祉法人との連携による支援	○社会福祉協議会との災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定に基づく連携・協力支援	・災害ボランティアセンターの運営
	○災害時相互応援協定に基づく連携・協力支援	・要援護者の避難施設としての活用
西脇市多可郡医師会等との連携による支援	○災害時相互応援協定に基づく連携・協力支援	・応急医療及び救護協力（西脇市多可郡医師会）
		・応急医療及び口腔ケア協力（西脇市多可郡歯科医師会）
		・医薬品等の優先供給（西脇市多可郡薬剤師会）

### ③ 防犯対策の推進

- 地域の防犯活動団体や警察等と連携し、犯罪を未然に防ぐための啓発活動の充実を図り、地域住民の防犯意識を高めます。
- 地域との連携により、防犯活動の推進に努めます。  
特に、子どもについては、地域、学校園、PTAなどとの連携や事業所などの協力を得て、安全確保を図ります。
- 防犯灯設置・更新等を行い、犯罪が起きにくい地域づくりを進めます。

取組	内容	主な事業
防犯意識を高める取組	○インターネット有害情報への対応	・専門家によるネット見守り活動 ・ICT機器の適正利用の普及啓発
	○消費者教育・防犯意識の啓発	・消費生活センター ・消費者協会くらしの教室 ・くらしの安全出前講座

取組	内容	主な事業
地域等との連携による 防犯活動	○まちづくり防犯グループの活動支援	・防犯活動支援事業
	○防犯活動団体や警察等との連携強化	・防犯活動者連絡会
	○園児・児童・生徒の登下校時等の見守り活動の推進	・西脇ハーティネス・メンバーズ運動 ・あんしんはーとねっと事業
防犯灯の増設	○防犯灯設置・更新の推進	・道路維持管理事業

### 【地域のみなさんに期待すること】

～地域住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど～

- 災害等の緊急時に備え、避難場所等の情報収集や身を守るために必要な知識を学ぶ。
- 日頃から声掛けをするなど災害時要援護者の把握に努め、災害時にも避難支援ができる関係を構築する。
- 災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、避難訓練に参加するなど地域における支援体制を整備する。
- 防災訓練については、積極的に参加し、災害時の被害状況の把握や出火防止・初期消火、救出援護、避難誘導等が確実にできるよう、それぞれの役割を明確にする。
- 災害時において民間の福祉サービス事業者は、地域住民や行政と連携し、避難誘導、被災者の受入れ等に協力する。
- 日頃からの防犯意識を高めるとともに、地域での見回りや安全パトロールへの協力、門灯の点灯など地域をあげた防犯対策に努める。
- 子どもの通学時などにおける地域での見守り活動を広げる。
- 消費者被害を防止するため、正しい消費知識を得るよう努める。

## 施策2 安心して住める環境づくり

### 【現状と課題】

本市では、安全・安心な道路や段差を解消した歩道等の整備を進めるとともに、交通安全総点検等において、危険箇所の把握やその改善策の検討を行っています。

また、高齢者や障害があるなど支援が必要な人等に対して、手すりの取付けや段差解消などの住宅改修に係る費用の一部助成や福祉タクシー券の配布による外出支援により、在宅生活の向上や介護者の負担軽減を図っています。

一方では、市民アンケートの調査結果において、「道路や交通機関（鉄道・バス）等の利便性」で不満の割合が高くなっており、地域福祉・施策を進めるために取り組むべき施策の要望として、「移動手段の充実」の割合が、約4割と高くなっています。

今後、高齢化が進行していく中、買物や医療機関への通院など日常生活を送る上で、交通手段の確保が大きな課題となっており、公共交通の重要性はますます高まることから、利便性の高い移動手段を検討する必要があります。

### 【今後の方向性】

子育て世代、高齢者や障害のある人などが気軽に外出し、思い思いの活動や地域活動に参加できるなど、誰もが住み慣れた地域において、安全で安心して暮らしていくためには、バリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による良好な住環境や快適な移動手段など、生活環境全般の整備を進めていくことが重要です。

県の「福祉のまちづくり条例」及び「福祉のまちづくり基本方針」等に基づき、公共施設だけでなく、不特定多数の人が利用する民間施設等において、段差の解消やエレベーターの設置、障害者用トイレの設置などのバリアフリー化を図ります。また、住宅については、高齢者や重度の身体に障害のある人などが、日常生活に不安を抱えることがないように、トイレや浴室等の改造、段差解消など負担軽減に配慮した建物への改造に係る助成を行います。

併せて、買物や医療機関への通院等、移動に係る支援を必要とする人のニーズに対応できるよう、移動支援の充実を図るとともに、誰もが安心して利用できる公共交通ネットワークを構築し、移動手段の充実を図ります。

## 【行政が取り組むこと】

### ① 「福祉のまちづくり」の推進

- 県の「福祉のまちづくり条例」及び「福祉のまちづくり基本方針」等に基づき、多くの人が利用する公共施設を整備・改築する際に、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進し、全ての人にとって利用しやすい施設の整備に努めます。併せて、不特定多数の人が利用する民間施設等においても、その促進に努めます。
- 市、地域住民、団体や事業者等が協働して、道路や施設のバリアフリー化や高齢者等の社会活動への参画などに取り組むユニバーサル社会づくり推進地区の指定を検討します。
- 人にやさしいまちづくり事業として、交通安全に係る総点検を実施し、歩道等の段差の解消に努めます。

取 組	内 容	主な事業
福祉のまちづくりの推進	○福祉的配慮のある施設整備の推進	・県の「福祉のまちづくり条例」の推進
	○既存の公共施設におけるエレベーターの設置や段差解消、障害者用トイレの設置などの改善	・個別施設計画の策定
	○市、地域住民、団体や事業者等が協働して、道路や施設のバリアフリー化や高齢者等の社会活動への参画などに取り組むユニバーサル社会づくり推進地区の指定	・ユニバーサル社会づくり推進地区の指定検討
	○交通安全総点検、歩道段差解消	・人にやさしいまちづくり事業（段差解消）

### ② 全ての人が暮らしやすい住環境の整備

- 高齢者や重度の身体に障害のある人を対象とした住宅改造に要する費用の一部を助成します。
- 公営住宅について、「西脇市住生活基本計画」及び「西脇市市営住宅長寿命化計画」に基づき支援を必要とする人に配慮したバリアフリー設計等を行い、建替えや適正なストックの確保に努めます。

取 組	内 容	主な事業
住宅改造等への助成	○高齢者や重度の身体に障害のある人を対象とした住宅改造に要する費用の一部助成	・高齢者等住宅改造助成事業

取 組	内 容	主な事業
公営住宅の整備	○公営住宅改修・建替え時におけるエレベーターの設置、段差の解消、手すりの取付けなどバリアフリー化の推進	・市営住宅整備事業（長寿命化対策事業）

### ③ 利用しやすい移動手段の整備

- 市内の公共交通網について、高齢者、障害のある人、子育て世代など誰もが安心して外出できる環境づくりを目指し、移動手段の確保と利用利便性の向上を図ります。
- 高齢者や重度の障害のある人への外出支援として福祉タクシー券による助成を行います。
- 路線バスやコミュニティバスについて、利用する人のバスの乗降時の負担を軽減するため、バス車両の更新に合わせたバリアフリー対応車両の導入を推進します。

取 組	内 容	主な事業
移動手段の確保	○生活を支える公共交通ネットワークの構築	・コミュニティバスの再編 ・デマンド型交通の導入
利便性の向上	○公共交通サービスの充実	・バスロケーションシステムの導入検討 ・均一料金制度の導入検討
	○福祉タクシー券の配布	・高齢者移動支援事業 ・障害者移動支援事業
車両等のバリアフリー化	○公共交通機関等との連携によるバリアフリー化の推進	・バリアフリー対応バス車両への更新

## 【地域のみなさんに期待すること】

～地域住民や活動団体、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど～

- バリアフリー化やユニバーサルのまちづくりに対する理解を深める。
- 歩行者の通行を妨げないよう、違法駐車・駐輪、商品・看板のはみ出し等を行わない。
- 外出時に、歩行の手助けを必要とする人に声を掛ける。
- 運転者は、歩行者に配慮した運転を心掛ける。
- 地域における危険箇所や不便な点、高齢者等が介助や手助けを必要とする場所等を把握・点検し、補修・改善が必要な場所があれば、関係機関に連絡する。
- 点字ブロック上への駐輪禁止や高齢者や障害のある人、妊産婦等の専用駐車場の利用ルールを守る。
- 福祉施設等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を進める。
- 集客施設や商業施設の建設などの際には、県の「福祉のまちづくり」に関する条例・要綱等に基づき、誰もが利用しやすい施設づくりに努める。
- 集客施設や商業施設等において、車いすなどの補助用具の配備を進めるとともに、いつでも使用できるよう日常的な整備・管理に努める。

## 【基本方向3 成果指標】

○計画策定年度に把握した数値を基準値として、計画の終期である令和7（2025）年度における 目標数値を示しています。

指標名（基本方向）	基準値 （平成30年度）	目標値 （令和7年度）
隣近所で見守りが必要な人（高齢者・障害のある人等）がいる世帯を把握している市民の割合	39.9%	45%

指標名（施策）	基準値 （平成30年度）	目標値 （令和7年度）
市内の道路は安全・快適に通行できると感じる市民の割合	52%	55%
ユニバーサル社会づくり推進地区 指定数	0件	1件



## 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 計画の周知

地域福祉を推進する上で、本計画の考え方や施策の展開方向について、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など全ての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市のホームページなどへの掲載や各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、計画を広く市民に周知していきます。

#### (2) 協働による計画の推進

地域の多様な課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、対応していくことが必要です。

住み慣れた地域で、共に支え合い、助け合いながら安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政等がともに連携・協働しながら、計画を推進していきます。

#### (3) 市・社会福祉協議会の連携による推進体制の整備

西脇市社会福祉協議会では、地域住民、福祉活動団体、ボランティア団体等と連携しながら、実践的な地域福祉の推進に取り組んでいます。

本計画と西脇市社会福祉協議会の「第三次西脇市地域福祉推進計画」は、車の両輪の関係にあり、理念と課題を共有しながら、連携を強化し、地域福祉の推進に努めます。

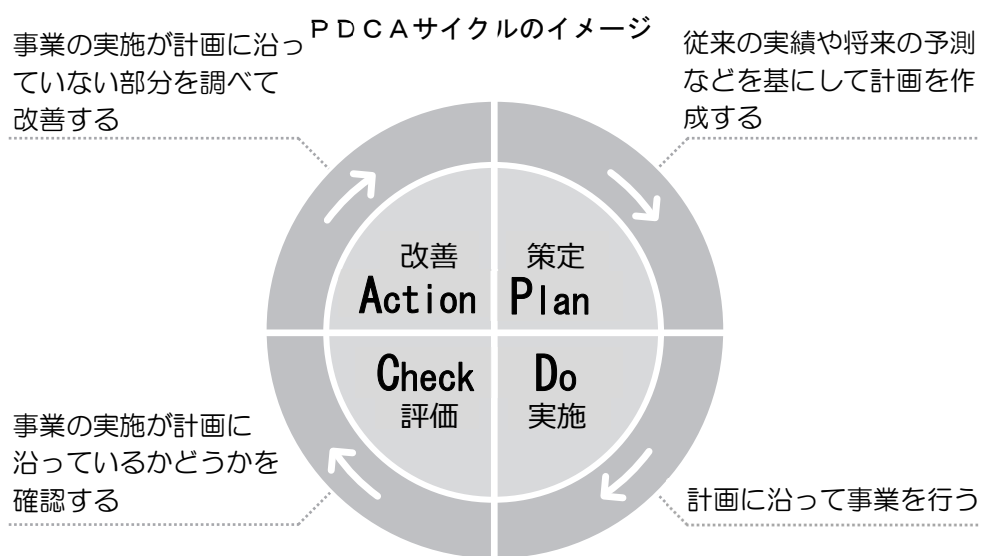
また、市においては、計画の推進に当たって庁内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係部局における連携と情報共有に努めます。



## 2 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

また、計画の進行管理や見直しを行うため、学識経験者や福祉関係者、市民などで構成する「西脇市地域福祉計画推進会議」において、第4章に記載している成果指標や、各事業の実施状況等を把握・評価しながら改善・見直しを行います。





# 資料編

## 1 計画の策定経過

時 期	内 容
平成30（2018）年8月2日	平成30年度第1回西脇市地域福祉計画推進会議 西脇市地域福祉計画の策定について（諮問） ミニ研修「地域福祉の現状について」 講師：関西福祉大学 社会福祉学部 谷口泰司教授  協議事項 ①会議の概要及び進め方について ②計画の位置付け、市民アンケート調査について
平成30（2018）年9月1日 ～9月30日	市民アンケート調査 （西脇市に居住する20歳以上の方、2,000人）
平成30（2018）年11月 ～12月	団体アンケート調査 （民生委員児童委員、ボランティア団体、地域活動団体）
平成31（2019）年2月25日	平成30年度第2回西脇市地域福祉計画推進会議  協議事項 ①アンケート調査結果について ②第三次地域福祉計画の体系・骨子について
令和元（2019）年5月30日	令和元年度第1回西脇市地域福祉計画推進会議  協議事項 ①第二次西脇市地域福祉計画の進捗状況の把握について ②第三次西脇市地域福祉計画の素案について
令和元（2019）年8月1日	令和元年度第2回西脇市地域福祉計画推進会議  協議事項 ①第三次西脇市地域福祉計画の素案の協議・修正
令和元（2019）年10月11日	令和元年度第3回西脇市地域福祉計画推進会議  協議事項 ①第三次西脇市地域福祉計画の素案の協議・修正 ②パブリック・コメントに向けて
令和元（2019）年12月1日 ～令和2（2020）年1月6日	パブリック・コメント実施
令和2（2020）年1月23日	令和元年度第4回西脇市地域福祉計画推進会議  協議事項 ①パブリック・コメント実施結果の報告 ②西脇市地域福祉計画の策定について（答申）

## 2 西脇市地域福祉計画推進会議条例

平成30年3月30日条例第2号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び円滑な推進を図るため、西脇市地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の調査、分析及び評価に関すること。
- (3) その他地域福祉に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 福祉に関する事業に従事する者
- (4) 公募による市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、福祉担当部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### 3 西脇市地域福祉計画推進会議委員名簿

(敬称略)

区 分	所 属 等		氏 名
学識経験のある者	関西福祉大学社会福祉学部教授		○ 谷口 泰司
社会福祉団体関係者	西脇市社会福祉協議会 会長	～R1/6/28	大久保 恵司
		R1/6/28～	長尾 芳明
	西脇市民生委員児童委員連合会 会長		村上 昌紘
	西脇市民生委員児童委員連合会 主任児童委員	～R1/11/30	武部 恵子
		R1/12/1～	仲田 美里
	西脇市社会福祉法人連絡協議会 代表		伊達 恵一
	西脇市老人クラブ連合会 会長	～R1/5/20	真鍋 宣征
		R1/5/20～	岡井 久夫
	西脇市身体障害者福祉協会 会長		小谷 義之
	NPO法人西脇市手をつなぐ育成会 代表		岡野 雅代
白ゆり会家族会 会長		久下 弘	
福祉に関する事業に 従事する者	西脇市多可郡医師会 会長		村上 典正
	障害者相談支援事業所 代表		藤井 志帆
	地域包括支援センター 代表		足立 ちづる
	ボランティア団体 代表		中嶋 弘美
公募による市民	公募委員		絹川 恵子
	公募委員		村上 明生
関係行政機関の職員	西脇市校長会 会長	～H31/3/31	笹倉 信男
		H31/4/1～	藤井 修一
	加東健康福祉事務所 監査・福祉課長	～H31/3/31	西田 俊哉
		H31/4/1～	木元 倫代
その他特に必要と認 める者	西脇市連合区長会 代表		◎ 齋藤 周藏
	西脇公共職業安定所 代表		片山 功
	保護司会 代表		宮崎 延子

◎会長、○副会長

き～037

30. 8. 2

西脇市地域福祉計画推進会議会長 様

西脇市長 片 山 象 三

### 西脇市地域福祉計画の策定について（諮問）

本市では、平成26年3月に第2次西脇市地域福祉計画を策定し、地域を構成する全ての人々が主体となって、互いを思いやり、支え合い助け合うことのできる地域社会の実現を目指してきました。

しかしながら、少子高齢・人口減少社会の進行とともに、地域コミュニティの希薄化や支え合いの基盤が弱まってきており、公的支援においては、一層、多様で複合的な課題への対応が求められるようになってきました。

社会構造の大きな変化を背景に、制度・分野ごとの縦割りや支え手と受け手という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えたつながりの中で、誰もが役割を持って、活躍できる地域共生社会の実現が求められています。

このような中、今後、本市においても、地域共生社会の概念を踏まえつつ、誰もが安心して共生できる地域福祉を進めていく必要があります。

ついては、地域福祉の推進に資する次期西脇市地域福祉計画の策定について、西脇市地域福祉計画推進条例の規定により、貴推進会議の意見を求めます。

令和2年1月23日

西脇市長 片山象三様

西脇市地域福祉計画推進会議  
会長 齋藤周藏

西脇市地域福祉計画の策定について（答申）

平成30年8月2日付き～037で諮問のありましたみだしのことについて、西脇市地域福祉計画推進会議において審議を重ねた結果、別添のとおり「第三次西脇市地域福祉計画（案）」を取りまとめましたので、答申します。

本推進会議では、市民及び団体アンケート調査によって市民意向の把握を進めるとともに、第二次計画の取組評価や社会情勢の変化なども踏まえながら、本市の課題を共有してきました。

人口減少や少子高齢化が一層進行し、日々の暮らしにおける生活課題が複雑化・多様化する社会において、本市に暮らす全ての人が、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持って、つながり、助け合い・支え合いの輪を広げること、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指していく必要があります。

本市の地域福祉の羅針盤となる地域福祉計画の推進に当たっては、本推進会議の審議過程で各委員から出された意見を十分に尊重し、本計画に定める基本理念「ほっこり いいね・西脇市 ～みんなが安心・心つながるまちづくり～」の実現に努められるよう求めます。

## 6 用語解説

### 【あ行】

#### NPO

Non Profit Organizationの略称。NPOは、「民間」の「非営利団体」を指す言葉として用いられ、ボランティア団体や市民活動団体をはじめ、社会貢献活動を行う民間非営利組織に対して使われている。

### 【か行】

#### 虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。

#### 協働

自治の推進のために市民及び市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力、連携すること。

#### 権利擁護

自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送る上で必要な全ての権利を保障するという考え方やその実践

#### 権利擁護センター

日常生活に不安のある高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続や財産管理の援助、悪質商法等の権利侵害、複雑な契約や相続等の法律行為等についての相談・助言等を行う機関

#### 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に産む子どもの人数を推計したもの

#### 合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮

#### 個人情報

個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日、職業、家族関係、その他の記述等により、特定の個人を識別することができる情報。他の情報と照合することができ、それによって特定の個人が識別できる情報も含む。

#### 子育て学習センター

両親教育指導員による子育ての悩み相談を中心に、親子のふれあいや情報交換、グループの育成や子育て講座等を行う地域子育て支援拠点

## 子育てコンシェルジュ

コンシェルジュは、本来、ホテルなどで様々な相談や要望に応じる係のこと。子育て中の保護者をサポートするために、茜が丘複合施設Miraie（みらいえ）や子育て応援ステーション『はびいく』などに配置している。

## コミュニティ

共同の社会生活の行われる一定の地域又は集団。中でも「地域コミュニティ」という場合は、特に地域との結びつきが強く、人々の自主性と自らの責任において、より住みよい地域づくりを行う住民の集団を指す。

## コミュニティビジネス

地域が抱える課題を地域の資源を活用しながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。

## 【さ行】

### 災害時要援護者

高齢者世帯、障害のある人、難病患者、妊婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人などの防災対策において特に配慮を要する方のこと。災害時に必要な情報を的確に把握し、自らを守るために安全な場所へ避難できない方が、避難行動において配慮が必要となる。

### 在宅医療

在宅で行う医療のこと。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

### 社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

### 自主防災会

地域住民による自発的な防災組織。地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に安否確認、避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報の収集・伝達等、地域の防災活動を担う。

### 市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が十分でない人に親族がいない場合、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や日常生活における契約などを本人の代理として行う人



## 社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人で、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、社会福祉を目的とする事業を行う組織。事業内容としては、企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等がある。

## 自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

## 生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

## 生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度

## 成年後見制度

認知症や知的障害などで判断能力が十分でない人が、不利益な被害を受けることがないように、後见人・保佐人・補助人を選任することにより、法律的に支援する制度

## 【た行】

### 第三者評価

社会福祉法人等の事業者や利用者以外の中立的な第三者機関が、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価するもので、福祉サービスを利用する方々への情報提供、及び事業者のサービスの質の向上を図るため、その結果を公表している。

### ダブルケア

育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと。晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多いが、広義では、子だけでなく孫の育児、親だけでなく祖父母の介護も含まれる。

### 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28(2016)年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置付けられている。

### **地域ケア会議**

地域包括支援センター等が主催し、地域住民、民生委員児童委員、福祉・保健・医療の専門家等が、住民の福祉等の課題について話し合い、解決方法等を検討する会議

### **地域自治協議会**

「自助・共助・公助を基にした参画と協働のまちづくり」を基本に、地域を将来にわたって持続可能なものとしていくために、地域課題はまず地域で検討し、解決のために取組を進め、地域の様々な団体や事業者、個人などが参加し、住民の力を最大限に発揮できる組織でそれぞれの特性を生かして連携・協働する新しい枠組みの地域自治システムのこと。

### **地域包括ケアシステム**

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、日常生活圏域の中で、介護、予防、医療、住まい、生活支援サービスを一体的かつ継続的に提供する体制のこと。

### **地域包括支援センター**

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関

### **中間支援事業**

行政とNPOのみならず、企業とNPO、市民とNPOなど多様な関係性を取り持ち、様々な活動を支援する事業のこと。

### **DV**

ドメスティック・バイオレンスの略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力を指す。

### **デマンド型交通**

利用者の事前予約に応じる形で運行する公共交通のこと。運行方式や運行ダイヤ、発着地の組み合わせにより、多様な運行形態がある。西脇市では、自由経路・非固定ダイヤ型の運行形態を予定している。

## **【な行】**

### **日常生活自立支援事業**

認知症高齢者や障害のある人など、判断能力が十分でない人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続の援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業

## 認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障を来した状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。

## 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

## ネットワーク

市民個人や集団と集団などの網状のつながりの意味。地域福祉活動は市民の誰もが幸せになることを目指すものだが、その推進を図るためには市民同士をはじめ関係機関・団体などとの能動的で活動的なネットワーク構築が欠かせない。

## 【は行】

### 8050問題

引きこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。80代の親と50代の子で、親が要介護状態に陥ると問題が表面化することに由来する。

## バリアフリー

障害のある人や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、様々な障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。

## PDCAサイクル

計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後のactionではcheckの結果から、最初のplanの内容を見直して、次回のplanに結び付ける。この循環のプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法

## ボランティア

個人の自由な意思によって金銭的対価を求めず、社会的貢献を行うこと及びそれに携わる人のこと。

## ボランティアセンター

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

## 【ま行】

### 民生委員児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、人種、障害の有無等にかかわらず、全ての人が利用しやすいように考えられたデザインのこと。

### 要支援・要介護認定者

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人のこと。



---

第三次西脇市地域福祉計画

令和2（2020）年3月

発行：西脇市  
編集：西脇市福祉部社会福祉課

---

